

2012 年度 CIEC 定例総会

議 決 書

2012年8月5日（日）
京都大学 吉田南キャンパス
(〒606-8501 京都市左京区吉田本町)

【2012年度 CIEC 定例総会 報告】 1

【2012年度 CIEC 定例総会 議案】

議案 1. 2011 年度事業報告と 2012 年度事業計画承認の件	2
議案 2. 2011 年度決算報告承認の件	6
議案 3. 2011 年度収支差額処分承認の件	13
議案 4. 2012 年度予算承認の件	14
議案 5. 役員選挙実施の件	17
議案 6. 一般社団法人 CIEC 設立の件	18

【2012年度 CIEC 定例総会 資料】

資料 1. 2011 年度活動報告と 2012 年度活動方針	23
・専門委員会	
・部会	
・支部	
資料 2. 一般社団法人設立移行の件に関する提案へのメンバーコメントと回答	32
資料 3. 2011 年度 CIEC 活動報告	34
資料 4. CIEC 会則	36

【2012年度CIEC定例総会報告】

日時： 2012年8月5日（日）12:20～13:30
会場： 京都大学吉田キャンパス

出席： 本人出席98名、書面議決75通、委任状47通 合計220

議事

1. 開会宣言および正副議長、資格審査委員の選出

立田ルミ理事（獨協大学）より開会宣言があった。引き続き理事会推薦による正副議長、資格審査委員の提案が行われた。議長には矢部正之理事（信州大学）、副議長には長岡健理事（法政大学）、資格審査委員には大橋真也理事（千葉県立船橋啓明高等学校）と曾我聰起理事（北海道文教大学）が提案された。他の立候補者がないことを確認し、拍手で選出を確認した。

2. 総会運営に関する確認および会長挨拶

矢部議長より総会運営に関する会則および運営規約の確認が行われた。続いて妹尾会長より、2012年度定例総会開催にあたっての挨拶があった。高橋敬隆監事（早稲田大学）へのお悔やみと黙祷を捧げた。

3. 議事運営、採決方法の提案と確認

矢部議長より本総会の運営方法および採決方法について次の通り提案が行われ、確認した。
「議案の提案は、議案1から議案6までまとめて提案し、その後一括して討議する。採択の方法は会員証を挙手することとする。また、採決は、議案ごとに個別に行ない、本日の総会に出席できない会員からの書面議決と委任を含めてすべて出席者の過半数の賛成で議決される。」

4. 議案1から議案6までの一括提案

若林副会長より議案1「2011年度事業報告と2012年度事業計画承認の件」、議案2「2011年度決算報告承認の件」、議案3「2011年度收支差額処分承認の件」、議案4「2012年度予算承認の件」、議案5「役員選挙実施の件」、議案6「一般社団法人CIEC設立の件」の提案が行われた。

監査報告は青木正己監事（全国大学生活協同組合連合会）から報告があった。

5. 討論および意見用紙の紹介と回答

討論に先立ち、若林副会長より本総会に寄せられた意見用紙の紹介と回答が行われた。
矢部議長より討論は全議案一括して行うことが告げられたが、会場から発言はなかった。

6. 議案1から議案6までの採択

大橋資格審査委員より出席状況、成立状況（本人出席98名、書面議決75通、委任状47通合計220）が報告され、拍手で確認した。

矢部議長が採択手順（議案ひとつごとに、かつ連続的に採択する）を説明の後、直ちに採択に移った。結果は、議案1から議案6まで、すべて圧倒的多数で採択された。（各議案の採択の内訳には、委任状と書面議決書の内訳数が加算された）。

7. 閉会

長岡副議長よりすべての議事の終了が告げられ、正副議長の解任と本総会の閉会が宣言された。

議案 1. 2011 年度事業報告と 2012 年度事業計画承認の件

1996 年 7 月に設立された CIEC はその学術組織の位置づけを教育者、研究者、学生、そして教育研究を支える人々が協同して学ぶ組織とし、コンピュータやネットワークを利用した教育や学びのイノベーションを追求し、社会に開かれた学術組織という立場でさまざまな教育研究活動を推進してきました。

2011 年は 3.11 東日本大震災という未曾有の悲劇が襲い、学会としても個人としてもそれにどう向き合い、貢献していくかが問われる 1 年でもありました。CIEC にとっては、2011 年度は設立から 15 周年であり、東日本大震災への対応も含めて 15 周年記念事業を具体化していく予定であり、この節目に一般社団法人 CIEC 設立をすすめます。

個々の専門委員会部会活動の報告は、それぞれの委員会や部会報告にゆだね、ここでは全体に関する 2011 年度の取り組みの要点と 2012 年度への課題を記します。

1. 学び、教育の革新をすすめる社会づくりへの発信

3.11 東日本大震災への対応として、CIEC は文部科学省復興教育支援事業に申請しましたが、残念ながら不採択となりました。新しい学び、教育を提案する CIEC がその専門性を生かし、会員のボランティアを組織して、被災地の復興教育支援に取り組むことは高い意義のあることであり、引き続き機会を探して具体化に努めます。

2011 年 8 月をもって CIEC は 15 周年を迎える。15 周年記念事業の具体化は遅れましたが、PC カンファレンス 2012 で国際シンポジウムを開催する、2012 年冬に電子書籍に関するシンポジウムを開催するなど、引き続き具体化をすすめて実行します。

平成 18 年に法制化された公益法人制度改革において学協会においても法人移行をめざすべきことが日本学術会議で確認されており、多くの学会で法人化がすすめられています。法人化は、一定の規模で事業を展開する学会の運営、会計、税務を責任あるものとするために求められるものであり、とりわけ、学会は原則として公益社団法人に適格であるとされ、非営利的組織として認められています。また、学会が今後、政府、自治体、企業、財團等の資金を得て研究等の事業を推進していくために、その契約主体、資金受入先として法人であることが望ましいので、CIEC の事業のさらなる発展のためには法人化は必要です。

このような法人化についての基本的な考え方については 2011 年度総会において決議されましたので、それを受けたメンバーコメントを経て、一般社団法人 CIEC 設立総会を開催し、法人への移行をすすめます。

2. PC カンファレンスをより一層充実した学びあいの場へ

「2011 PC カンファレンス」は、2011 年 8 月 6, 7, 8 日に熊本大学黒髪南キャンパスで全国大学生協連との共催で 735 名の参加で開催されました。今回の PC カンファレンスは、新しいテクノロジーが生まれることを受けてますます教育の革新を追求していくことが求められるとして「教育イノベーションをめざして—e ラーニング、電子教材…」という全体テーマを設定し、全国大学生活協同組合連合会会長理事庄司興吉先生による基調講演 1 「世界の市民社会と電子情報教育の重要性」、CIEC 会長の妹尾堅一郎先生による基調講演 2 「教育イノベーション第 3 期に向けて—メディア環境の変容と多様化の中の学びに関するイシューを整理する—」という大きな問題提起が行われました。さらにシンポジウム 1 「メディア環境と学び その変容と多様化—教育イノベーションの隠れたイシューを俯瞰する—」、シンポジウム 2 「熊本大学の教育の情報化と情報教育—ICT 環境整備から e ラーニング、そして総合情報環へ—」、セミナー 「マイケル・サンデル教授「白熱教室」のスタイルを検討する—講義形式の限界と可能性の再確認—」「電子黒板・デジタル教材と学びの進化」「「教え手として学ぶ」ということ」などが開催され、分科会では 138 本（口頭 97 本、ポスター 41 本）の発表がありました。

「2012PC カンファレンス」は京都大学で8月4, 5, 6日に開催されます。全体テーマは「変革の教育 継続の教育」として設定し、社会の変革のためにいかに教育は貢献すべきか、あるいは社会の持続のためにいかに教育は貢献すべきか、教育は変わるべきなのか、教育は持続できるのか、などを問い合わせたいと思います。

3. みんなが参加できる、成果を共有できる、専門委員会／部会／支部の活動の広がり

役員任期制（理事・監事3期連続6年上限）を受けて、2012年はこれを受けての3度目の役員選挙が実施され新体制がスタートします。

専門委員会は、研究委員会、会誌編集委員会、ネットワーク委員会、国際活動委員会の4つが理事会のもとに置かれています。研究委員会は、自らCIEC研究会の企画実施を担当とともに、部会等が開催する研究会の調整・管理を行います。2011年度は、90回～第94回研究会、CIEC春季研究会2012が実施されました。会誌編集委員会は、会誌『コンピュータ&エデュケーション』の編集を担当し30号と31号を刊行しました。ネットワーク委員会は、本会のネットワーク環境・サービスの整備を担当します。国際活動委員会は、国際活動の企画・運営を担当し、引き続き情報収集をすすめるとともに在外会員等の協力を得るなどの方策を検討中です。

部会は、会員の自発的組織化として始まり、小中高部会、外国語教育研究部会、生協職員部会が活発に研究活動を展開しています。部会の組織及び運営に関する規則、部会交付金の支給基準がすでに整備されていますが、今後、外部資金プロジェクト研究や産学連携研究事業などを展開する組織としてより柔軟な運用ができるように、部会の組織ルールのあり方の見直しを引き続き検討します。また、さらなる会員の自主的活動の活性化のために、部会の新設を追求します。

小中高部会は関東、関西、北海道の3地区に拠点を拡大して活動をすすめ、CIEC研究会を3回実施しました。外国語教育研究部会はPCカンファレンスでプレ企画を実施するとともに第5回部会学習会を開催しました。

支部はCIECの地域組織で、各地域での会員の自主的活動の場として位置づけられます。これまで北海道、九州での地域PCカンファレンスが継続的に開催されています。2007年度に設立された北海道支部は、11月にPCカンファレンス北海道2011（札幌国際大学）を実施しました。今後、PCカンファレンスの開催を通じて開催校エリアの会員の参加を追求し、支部設立を広げていきます。

さらに新たに制度化された学会内組織である「外部資金等プロジェクト」は、会員によって構成されるグループ（非会員も可）が何らかの外部資金等を獲得する、あるいは他組織等と連携する、などを通じて学びとコンピュータに関する調査・研究・開発等に取り組む場合に、それを促進する目的で、本会に外部資金等プロジェクト組織を設定することができるようになります。現在、「TBSラジオ全国子ども相談室」プロジェクトやDNPと早稲田大学高等学院との連携プロジェクトなどがすすめられています。

4. 個人会員の拡充を図り、団体会員との新たな関係の構築に向けて

個人会員は若干減少し本年度は853名（2012年4月）となりましたが、1000名に届いていません。引き続き個人会員の「参加」の場を広げていくとともに、PCカンファレンスや研究会などへの未会員の参加を促進し会員拡大に努めます。

また団体会員は88団体（2012年4月）であり、関係の強化については、外部資金等プロジェクト等の枠組みを活用して、今後新たな共同のキャンペーンや研究プロジェクトの創設など、団体会員とのコラボレーションを追求します。

5. 広報、出版活動と「学会情報」の公開、発信、会員名簿作成にむけて

会誌への論文投稿も安定的に集まっており、編集委員会によって査読制度も確実に運営されており、年2回の会誌発行を順調にすすめてきました。また、学術団体としての研究成果の公表・活用を促進

するために、会誌原稿を CIEC ホームページでの全文公開をすすめています。

また、ニューズレターについては完全 Web 化して会員への情報提供をすすめています。CIEC ホームページも内容の更新を実施しています。引き続き、会員への情報提供、会員間の交流、社会への発信を強めていくことが求められます。

6. 役員選挙の実施、財政基盤の確立と事務局体制

2011年度総会で、CIECの理事会の規模および役員選挙手続きについて改定されました。それにもとづき役員選挙を実施します。3期6年という役員再任の制限を決めてから3回目の選挙であり、計画的に役員の交代をすすめていくことが求められます。

財政基盤の確立の一環として、2011 年度から個人会費が 4,000 円から 6,000 円に改定されましたが、会員数の減少は小さく、安定的に推移しています。会費改定と経費対策の取り組みなどを通じて、財政構造は剩余を残せる状況を回復しました。引き続き個人会員、団体会員の拡大、政府や企業等との共同研究の推進などで収入増対策をすすめるとともに、経費対策をすすめます。

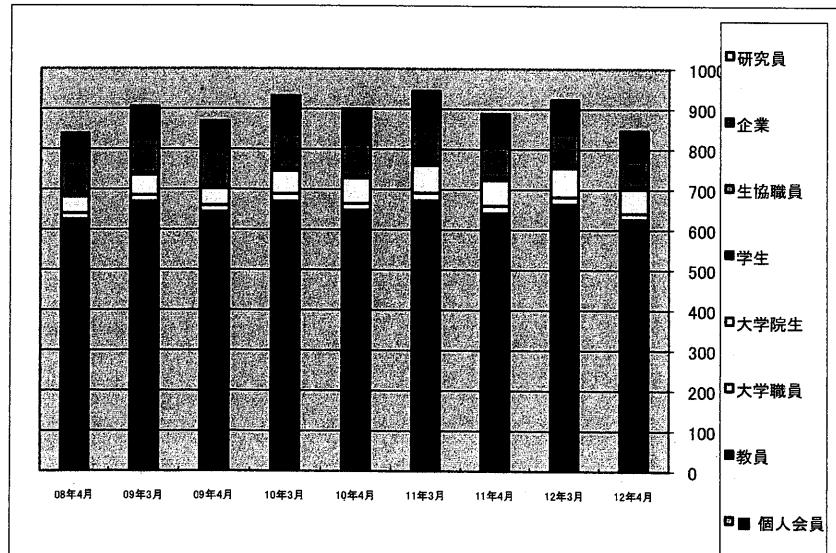
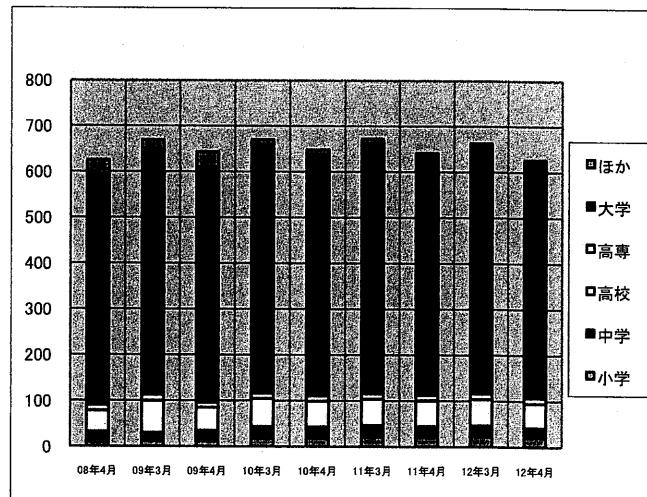
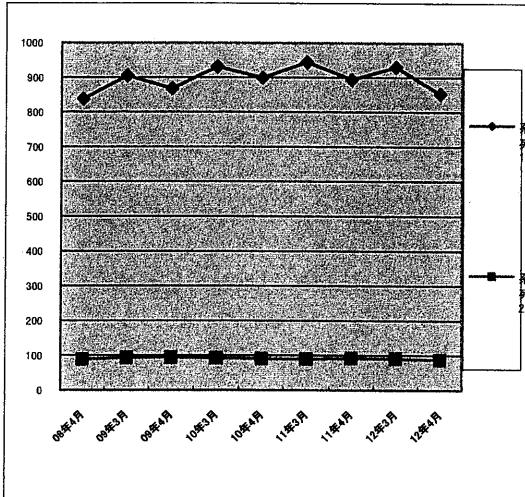
CIEC の活動収支については厳密な運用管理と定期の会計報告と監査を受け、経費の透明性を確保しています。

日常的な CIEC 活動をすすめるために事務局は、副会長の中から事務局長を選出し、多くの事務を担当しました。2012 年度においても引き続き現行の体制を維持して事務局活動を実施するとともに、法人化に向けて司法書士、公認会計士等と連携して新法人運営に必要な運営ルールや会計制度について対応します。

以上

会員状況

	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		12年度
	08年4月	09年3月	09年4月	10年3月	10年4月	11年3月	11年4月	12年3月	12年4月
■ 個人会員									
教員	625	669	643	670	648	672	641	663	626
大学職員	15	16	16	19	17	19	18	19	15
大学院生	41	50	43	57	63	69	64	72	60
学生	5	6	7	7	6	8	8	10	7
生協職員	81	82	83	84	77	78	73	73	63
企業	26	30	27	31	30	33	31	34	29
研究員	7	7	5	7	6	7	7	7	7
その他	38	45	44	56	52	58	52	52	46
合計	838	905	868	931	899	944	894	930	853
■ 団体会員									
企業	24	28	29	31	29	28	30	30	28
生協	58	58	58	55	55	55	56	55	55
大学	2	2	2	2	2	2	1	1	1
高校	1	2	2	2	2	2	2	2	2
法人	4	4	4	3	3	3	3	3	2
合計	89	94	95	93	91	90	92	91	88
■ 教員内訳									
小学	10	12	12	18	19	22	21	23	21
中学	22	18	23	26	24	25	24	24	21
高校	46	70	50	61	56	57	56	57	53
高専	12	13	11	12	12	12	12	13	13
大学	503	536	514	543	527	546	520	538	511
ほか	32	20	33	10	10	10	8	8	7
合計	625	669	643	670	648	672	641	663	626



議案2：2011年度決算報告承認の件

議案2：2011年度決算報告承認の件

一般会計収支計算書					
科 目	11年度決算額	11年度予算額	予算対比	10年度決算額	前年対比
	A	B	A/B*100	C	A/C*100
I 収入の部					
1 会費収入	12,408,000	13,000,000	95.4%	11,347,000	109.4%
個人会員会費	4,548,000	5,000,000	91.0%	3,307,000	137.5%
団体会員会費	7,860,000	8,000,000	98.3%	8,040,000	97.8%
2 その他収入	932,529	1,000,000	93.3%	941,093	99.1%
1) 教育出版	147,536	130,000	113.5%	403,847	36.5%
2) CIEC研究会論文誌	160,500	350,000	45.9%	-	-
3) 研究委託費	500,000	500,000	100.0%	500,000	0.0%
4) その他	124,493	20,000	622.5%	37,246	334.2%
広告掲載料	105,000	0	-	0	-
受取利息	6,093	10,000	60.9%	12,546	48.6%
雑収入	13,400	10,000	134.0%	24,700	54.3%
α.収入合計	13,340,529	14,000,000	95.3%	12,288,093	108.6%
II 支出の部					
1 事業費	7,952,119	9,550,000	83.3%	11,171,153	71.2%
1) 会議費用	2,450,960	2,650,000	92.5%	3,150,786	77.8%
総会	322,810	500,000	64.6%	542,849	59.5%
理事会	21,000	50,000	42.0%	63,850	32.9%
運営委員会及び各種委員会	2,107,150	2,100,000	100.3%	2,544,087	82.8%
・運営委員会	1,020,440	1,000,000	102.0%	1,033,355	98.8%
・ネットワーク委員会	0	0	-	0	-
・研究委員会	429,120	300,000	143.0%	272,734	157.3%
・国際活動ワーキング	0	100,000	0.0%	104,906	0.0%
・会誌編集委員会	657,590	700,000	93.9%	1,133,092	58.0%
2) 会誌発行費	2,301,074	2,900,000	79.3%	5,014,068	45.9%
3) 広報費	43,470	40,000	108.7%	33,340	130.4%
リーフレット発行費	0	20,000	0.0%	1,840	0.0%
その他広報費用	43,470	20,000	217.4%	31,500	138.0%
4) 研究会費用	919,961	1,300,000	70.8%	438,516	209.8%
地域PCC派遣・支援費用	0	50,000	0.0%	0	-
研究会費用	620,711	900,000	69.0%	438,516	141.5%
CIEC研究会論文誌	299,250	350,000	85.5%	-	-
5) 調査費	239,440	350,000	68.4%	150,000	159.6%
教科「情報」調査費	98,000	100,000	98.0%	150,000	65.3%
企画調査費	141,440	250,000	56.6%	0	-
6) 事業活動費	636,491	700,000	90.9%	941,316	67.6%
交通費 (事務局打合せ)	329,345	400,000	82.3%	364,145	90.4%
会議費 (渉外関係)	0	0	-	0	-
事業委託費	307,146	300,000	102.4%	287,091	107.0%
名簿作成費	0	0	-	290,080	-
7) 支部活動援助金	378,214	500,000	75.6%	498,763	75.8%
8) 部会活動援助金	847,385	910,000	93.1%	483,772	175.2%
9) 学会表彰事業費	100,000	100,000	100.0%	0	-
10) 教育出版	35,124	100,000	35.1%	460,592	7.6%
2 管理費	4,331,103	4,450,000	97.3%	4,397,914	98.5%
1) ネットワーク運営費	350,363	350,000	100.1%	350,363	100.0%
2) 事務局通信費	353,848	400,000	88.5%	356,299	99.3%
3) 事務局人件費	3,000,000	3,000,000	100.0%	3,000,000	100.0%
4) 事務用品費	357,855	400,000	89.5%	483,906	74.0%
5) 備品購入費	94,400	100,000	94.4%	0	-
6) 雑費	174,637	200,000	87.3%	207,346	84.2%
3 予備費	0	0	-	0	-
β.支出合計	12,283,222	14,000,000	87.7%	15,569,067	78.9%
III 当期収支差額(α - β)	1,057,307	0	-	-3,280,974	-32.2%
IV 前年度繰越金	589,106	589,106	100.0%	3,870,080	15.2%
V 当期剩余金(III+IV)	1,646,413	589,106	279.5%	589,106	279.5%
2012年3月31日現在の現金預金残高は以下のとおりです。					
現金 454,390 小口支払い用現金 普通預金 5,105,846 りそな銀行新都心営業部 普通預金 86,366 中央労働金庫西新宿支店 定期預金 10,000,000 中央労働金庫西新宿支店 ゆうちょ銀行振替口座 157,722 ゆうちょ銀行中野支店 有価証券MMF 2,016,481 中央労働金庫本店営業部					

15周年記念事業会計収支計算書			
自2011年4月1日 至2012年3月31日 (単位：円)			
科目	11年度決算額 A	15周年記念事業予算額 B	予算対比 A/B*100
I 収入の部			
1 収入	0	0	-
α. 収入合計	0	0	-
II 支出の部			
1 支出	300,000	5,000,000	6%
オーストラリア視察補助	300,000	-	-
β. 支出合計	300,000	5,000,000	6%
III 当期収支差額(α - β)	-300,000	-	-
IV 15周年記念事業準備金	5,000,000	5,000,000	100%
V 差引収支差額(III+IV)	4,700,000	0	-
VI 当期末処理繰越金	4,700,000	0	-
15周年記念事業準備金：2008年度剩余金積立			

貸借対照表

2012年3月31日現在 (単位：円)

科 目	金 額	備 考
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	454,390	小口支払い用現金
普通預金（りそな）	5,105,846	りそな銀行新都心営業部
定期預金（労金）	10,000,000	中央労働金庫西新宿支店
普通預金（労金）	86,366	中央労働金庫西新宿支店
ゆうちょ銀行	157,722	ゆうちょ銀行中野店
有価証券MMF	2,016,481	中央労働金庫西新宿支店
預り金	0	
立替金	0	
未収入金	100,668	
流動資産合計	17,921,473	
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	531,060	
前受金	44,000	
流動負債合計	575,060	
III 積立金及び剩余金の部		
1 積立金	11,000,000	
2 剰余金		
前期繰越金	589,106	
当期收支差額	5,757,307	一般会計 1,057,307、特別会計 4,700,000
剰余金合計	6,346,413	
積立金剰余金合計	17,346,413	
負債及び剰余金合計	17,921,473	

科目内訳表

科目／摘要	金 額	備 考
未収入金	100,668	支部・部会交付金残金、教科「情報」調査費残金、研究会論文誌抜刷代
未払金	531,060	
(内訳) 全国大学生協連	138,537	事務局通信費、事務用品費他
その他	392,523	会議費、研究会論文誌作成費、事務用品費、他
前受金	44,000	2012年度個人会費

CIEC 2011 年度財政報告

I. [収入について]

1. 会費収入 1,240 万円／予算 1,300 万円

(金額は千円以下切り捨て、詳しくは收支計算書をご覧ください)

- ・個人会費は 454 万円で予算対比 46 万円のマイナス (-9.0%) と計画を達成できませんでした。団体会費は 786 万円で目標に 14 万円及びませんでした (-1.7%)。昨年との比較では、会費の改訂もあって、個人会費は 124 万円 (37.5%) の増加です。未納会員は 118 名です。団体会費は、大口会員の減額もあり、前年比 18 万円の減少 (-2.2%)となりました。なお、震災による年会費免除は、個人 4 名と 1 団体 (1 口) から申請がありました。
- ・団体会員は 3 団体が加入して 92 会員となりましたが、年度末をもって 3 団体が退会しました。(なお、年度途中で会員同士の合併があり、実質的には 1 団体減少して 91 団体となっています)
- ・個人会員は、46 名が入会し 930 名となりましたが、年度末をもって 86 名が退会しました。

<2012 年 4 月 1 日の会員状況>

個人会員 853 名 (2011 年度未退会 86, 2012 年度入会 9)

団体会員 88 会員 (退会等 4, 新規 0, 前年比 -4)

2. その他収入 93 万円／予算 100 万円

(1) 教育出版収入 14 万円／予算 13 万円

- ・会誌の発行形態の変更にともなって書店から会誌の定期購読申し込みがあり、6 万円の収入となりました。
- ・会誌の抜き刷り 5 万円、ハンドブック、モラル本等の販売 2 万円は前年度並みです。
- ・ハンドブック著作権使用料の収入はありませんでした。(前年 10 万円)
- ・今年度は CIEC 研究会論文誌収入を別科目としたため、前年比では -63%ですが、予算対比では 13% の増となりました。

(2) CIEC 研究会論文誌 16 万円／予算 35 万円

- ・掲載論文数が予想を下回ったこともあり、目標を達成できませんでした。(前年 22 万円)

(3) 研究委託費 50 万円／予算 50 万円

- ・全国大学生協連から研究委託費として 50 万円 (団体会費と合わせて 300 万円)

(4) その他 12 万円／予算 2 万円

- ・会誌への広告掲載料 10 万円 (前年 0)
- ・受け取り利息 6 千円 (前年 1.2 万円)
- ・雑収入は、研究会参加費収入など 1.3 万円 (前年 2.4 万円)

II. [支出について]

1. 事業費 795 万円／予算 955 万円

(1) 会議費用 245 万円／予算 265 万円

- ・総会費用は定例総会議案書の印刷代及び郵送料で、50 万円の予算に対し 32 万円の実績です。
- ・理事会費用は 5 万円の予算に対し 2 万円の実績です。小中高教員理事に対して宿泊の補助を行いました。
- ・運営委員会は前年度と同様に年度内に 3 回開催し、100 万円予算に対して 102 万円の実績となりました。交通費など運営委員の協力のもとに数値管理執行されました。
- ・会誌編集委員会は 3 回の開催で、70 万円予算に対して 65 万円の実績となりました。研究委員会は 3

回の開催で、30 万円予算に対して 42 万円と 12 万円の超過となりました。PCC 会期中に第 1 回と 12 月には春季研究会の論文誌編集委員会を兼ねて第 2 回が開催され、3 月には春季研究会に連動して第 3 回が開催されました。国際活動委員会とネットワーク委員会はネット上の活動が主となっていきます。

(2) 会誌発行費 230 万円／予算 290 万円

- Vol. 30, Vol. 31 を発行しました。発行形態の見直しにともない、また、Vol. 30 の論文掲載数が少なかったこと也有って、前年比 - 54%，予算対比 - 20% と効率化されました。

(3) 広報費 4 万円／予算 4 万円

- 2010 年度活動紹介のパネルを作成しました。また、CIEC 普及と会員拡大のために CIEC 会長・副会長および会誌編集長の名刺を作成しました。

(4) 研究会費用 91 万円／予算 130 万円

- 地域 PCC (北海道) への派遣は、日程の調整ができず、実施されませんでした。
- 研究会は第 90 回～94 回および春季研究会を開催しました。90 万円の予算に対して 62 万円の実績です。研究会は 1 回の開催で 15 万円程度の予算を計上しています。
- 春季研究会では昨年一昨年に続き、CIEC 研究会論文誌 vol. 3 を発行しました。抜き刷りとあわせて 29 万円の実績となりました（前年 37 万円）。収入は収入の部で計上しています。

(5) 調査費 23 万円／予算 35 万円

- 教科「情報」調査費は、予算 10 万円に対して 9 万円の実績（北海道支部）となりました。
- 企画調査費は主に、15 周年記念事業の一環として計画されている早稲田プロジェクト(仮称) 打合せ交通費で、25 万円の予算に対して 14 万円の実績です。

(6) 事業活動費 63 万円／予算 70 万円

- 交通費は 40 万円の予算に対して 32 万円の実績となりました。三役会議は 4 回開催されましたが、他の会議と同日に開催するよう調整して、予算内での執行となりました。
- 事業委託費は、CIECTypingClub のサーバレンタル料および保守更新費用で 30 万円の予算に対してほぼ同額の実績となりました。
- 今年度、名簿は作成しませんでした。

(7) 支部活動援助金 37 万円／予算 50 万円

- 北海道支部の活動費 37 万円（前年度 39 万円）が実績です。九州 PCC については、2011PCC が熊本大での開催だったために単独開催ではなく、支援金の執行はされませんでした。北海道支部からは支部交付金の支給基準に沿って「活動報告・会計報告」が提出されました。

(8) 部会活動援助金 84 万円／予算 91 万円

- 外国語教育研究部会は 26 万円（予算 26 万/前年度実績 22 万）、小中高部会は 49 万円（同 50 万/23 万）、生協職員部会は 8 万円（同 15 万/2 万）とほぼ予算どおりの実績となりました。3 部会からの「活動報告・会計報告」は部会交付金の支給基準に沿って提出されました。

(9) 学会表彰事業費 10 万円／予算 10 万円

- 学会賞論文賞 2 件の副賞および受賞者の交通費補助で予算どおりの実績となりました。

(10) 教育出版 3 万円／予算 10 万円

- 会誌の抜き刷り作成で 3 万円の実績です。（抜き刷りの収入は教育出版収入に計上されています）
- 今年度は CIEC 研究会論文誌作成費用を研究会費用として計上したため、前年対比 7% となりました。

2. 管理費 433 万円／予算 445 万円

(1) ネットワーク運営費 35 万円／予算 35 万円

- 内訳は、Web メンテナンス費用 24 万円、サブスクリプション更新費用 7 万円、サーバ SSL 対応 3 万

円です。予算 35 万円に対してほぼ同額の実績となりました。

(2) 事務局通信費 35 万円／予算 40 万円

- ・予算内に数値管理執行されました。郵送から e-mail への切り替えを継続しています。

(3) 事務局人件費 300 万円／予算 300 万円

- ・CIEC 事務局 3 名体制では 300 万円予算通りの執行となりました。(連合会専任職員は別)

(4) 事務用品費 35 万円／予算 40 万円

- ・コピーディー、封筒印刷代、他事務用品の費用です。

(5) 備品購入費 9 万円／予算 10 万円

- ・購入後 10 年を経過した事務局の PC を買い換えました。

(6) 雑費 17 万円／予算 20 万円

- ・主に、振込、自動引き落としなどの各種手数料です。

3. 予備費 0／予算 0

III. [全体的な特徴]

収入については、団体会費は、大口会員の口数見直しによって減少した 2010 年度にもわずかに及びませんでしたが、個人会費は改訂により前年度対比 109% と増加しました。一方、予算 1,300 万円に対しては 1,240 万円と 95% の実績にとどまりました。引き続き加入促進を図る取り組みが必要です。

支出については大きく 3 つの構成要素（事業費、管理費、予備費）からなり、全体の実績は 1,228 万円で、1,400 万円の予算を下回りました（予算対比 -171 万円、87%）。前年度対比では -328 万円、78% の実績です。事業費のうち会議費用や部会活動援助金、そして管理費など主要な費用に関しては三役や運営委員会による管理のもとで、費用の節約や効率的な支出に努めています。

2011 年度は、会誌の発行見直しや個人会費の増額の執行など、CIEC の活動を支える財政基盤を確立させていく初年度でした。約 330 万円の赤字決算となった 2010 年度に対して、2011 年度は 105 万円の黒字決算となりました。次年度以降、さらなる取り組みが必要です。

* 15 周年記念事業は、引き続き三役会議などで計画を検討しています。

以上

監 査 報 告 書

C I E C (コンピュータ利用教育学会)

会 長　妹尾 堅一郎 殿

2012年4月26日

監事　青木 正己



中村 宗悦



私達は、C I E C (コンピュータ利用教育学会) 会則15条にも
とづき、本会の第16年度（自2011年4月1日至2012年3
月31日）収支計算書を監査しました。

この監査にあたっては、会計帳簿及び証票書類について、通常実
施すべき監査手続きを実施しました。

監査の結果、収支計算書は、正確であることを認めます。

以上

議案 3 : 2011 年度収支差額処分承認の件

2011 年度剩余金処分案

	一般会計	15 周年記念事業会計	合 計
I 当期剩余金	<u>1, 646, 413</u>	<u>4, 700, 000</u>	<u>6, 346, 413</u>
II 次年度繰越金	<u>1, 646, 413</u>	<u>4, 700, 000</u>	<u>6, 346, 413</u>

上記のとおり、 2011 年度剩余金は次年度へ繰り越すことを提案いたします。

C I E C (コンピュータ利用教育学会)
会 長 妹尾 堅一郎

議案4：2012年度予算承認の件

科 目	12年度予算案		2011年度決算額 A/B*100	11年度比 C/A*100	2010年度決算額 C/A*100	10年度比 D/C*100
	A	B				
I 収入の部						
1 会費収入	13,000,000	12,408,000	104.8%	11,347,000	114.6%	
個人会員会費	5,000,000	4,548,000	109.9%	3,307,000	151.2%	
団体会員会費	8,000,000	7,860,000	101.8%	8,040,000	99.5%	
2 その他収入	1,000,000	932,529	107.2%	941,093	106.3%	
1) 教育出版	180,000	147,536	122.0%	403,847	44.6%	
2) CIEC研究会論文誌	300,000	160,500	186.9%	—	—	
3) 研究委託費	500,000	500,000	100.0%	500,000	100.0%	
4) その他	20,000	124,493	16.1%	37,246	53.7%	
広告掲載料	0	105,000	0.0%	0	—	
受取利息	5,000	6,093	82.1%	12,546	39.9%	
雑収入	15,000	13,400	111.9%	24,700	60.7%	
α. 収入合計	14,000,000	13,340,529	104.9%	12,288,093	113.9%	
II 支出の部						
1 事業費	9,042,000	7,952,119	113.7%	11,171,153	80.9%	
1) 会議費用	2,750,000	2,450,960	112.2%	3,150,786	87.3%	
総会	500,000	322,810	154.9%	542,849	92.1%	
理事会	1,050,000	21,000	5000.0%	63,850	1644.5%	
運営委員会及び各種委員会	1,200,000	2,107,150	56.9%	2,544,087	47.2%	
・運営委員会	0	1,020,440	0.0%	1,033,355	0.0%	
・ネットワーク委員会	0	0	—	0	—	
・研究委員会	400,000	429,120	93.2%	272,734	146.7%	
・国際活動委員会	100,000	0	—	104,906	95.3%	
・会誌編集委員会	700,000	657,590	106.4%	1,133,092	61.8%	
2) 会誌発行費	2,500,000	2,301,074	108.6%	5,014,068	49.9%	
3) 広報費	40,000	43,470	92.0%	33,340	120.0%	
リーフレット発行費	20,000	0	—	1,840	1087.0%	
その他広報費用	20,000	43,470	46.0%	31,500	63.5%	
4) 研究会費用	1,100,000	919,961	119.6%	438,516	250.8%	
地域PCC派遣・支援費用	50,000	0	—	0	—	
研究会費用	750,000	620,711	120.8%	438,516	171.0%	
CIEC研究会論文誌	300,000	299,250	100.3%	—	—	
5) 調査費	276,000	239,440	115.3%	150,000	184.0%	
教科「情報」調査費	76,000	98,000	77.6%	150,000	50.7%	
企画調査費	200,000	141,440	141.4%	0	—	
6) 事業活動費	750,000	636,491	117.8%	941,316	79.7%	
交通費(事務局打合せ)	400,000	329,345	121.5%	364,145	109.8%	
会議費(涉外関係)	0	0	—	0	—	
事業委託費	350,000	307,146	114.0%	287,091	121.9%	
名簿作成費	0	0	—	290,080	0.0%	
7) 支部活動援助金	460,000	378,214	121.6%	498,763	92.2%	
8) 部会活動援助金	866,000	847,385	102.2%	483,772	179.0%	
9) 学会表彰事業費	200,000	100,000	200.0%	0	—	
10) 教育出版	100,000	35,124	284.7%	460,592	21.7%	
2 管理費	4,450,000	4,331,103	102.7%	4,397,914	101.2%	
1) ネットワーク運営費	350,000	350,363	99.9%	350,363	99.9%	
2) 事務局通信費	400,000	353,848	113.0%	356,299	112.3%	
3) 事務局人件費	3,000,000	3,000,000	100.0%	3,000,000	100.0%	
4) 事務用品費	400,000	357,855	111.8%	483,906	82.7%	
5) 備品購入費	100,000	94,400	105.9%	0	—	
6) 雜費	200,000	174,637	114.5%	207,346	96.5%	
3 予備費	508,000	0	—	0	—	
β. 支出合計	14,000,000	12,283,222	114.0%	15,569,067	89.9%	
III 収支差額 (α-β)	0	1,057,307	0.0%	-3,280,974	0.0%	
IV 前年度繰越金	1,646,413	589,106	279.5%	3,870,080	42.5%	
V 当期剩余金 (III+IV)	1,646,413	1,646,413	100.0%	589,106	279.5%	

2012 年度予算計画

I. [収入について] 1,400 万円 (前年 1,334 万円/前年比 +66 万円)

1. 会費収入 総額 1,300 万円 (前年 1,240 万円/前年比 +60 万円)

- ・個人会員 (2012 年度 853 名) は引き続き新規加入を促進して 1,000 名突破を目指し、500 万円の計画とします。
- ・団体会員 (2012 年度 88 団体) は、トータルで 100 団体に届くことを目標に新規加入を推進し、800 万円の計画とします。
- ・個人会員、団体会員ともに未納への対応を徹底し、確実な会費収入の確保を図ります。
- ・PC カンファレンスのみでなく研究会などを通じて会員獲得を目指します。
- ・会員獲得について計画化と組織的取り組みを図ります。

2. その他収入 総額 100 万円 (前年 93 万円/前年比 +7 万円)

- ・教育出版は、会誌の定期購読料と抜き刷り収入等で 18 万円を計上します。
- ・春季研究会論文誌と抜き刷り収入を予算化し、30 万円を計上します。
- ・研究委託費は、前年と同額の 50 万円を計上します。
- ・広告掲載は厳しい経済情勢の下、見込めそうにありません。

II. [支出について] 1,400 万円 (前年 1,228 万円/前年比 +172 万円)

1. 事業費 総額 904 万円 (前年 795 万円/前年比 +109 万円)

(1) 会議費 275 万円 (前年 245 万円/前年比 +30 万円)

- ・総会費用 50 万円は、役員選挙公示・総会議案書・関連資料印刷費および郵送費用とします。役員改選年度にあたり選挙関連の費用が発生しますが、前年度予算と同額として効率化に努めます。
- ・運営委員会に代えて理事会を機関会議の軸とし、4 回開催分 105 万円を計上します。
- ・運営委員会及び各種委員会は 120 万円を計上します。
- ・研究委員会は PC カンファレンスや研究会と連動させた通常の 2 回と、研究会論文誌編集委員会の開催を前提に 40 万円の予算を計上します。(前年 42 万円/前年比 -2 万円))
- ・国際活動委員会は 10 万円を計上します。
- ・会誌編集委員会は 8 月、10 月、3 月開催の 3 回分 70 万円を計上します。
- ・ネットワーク委員会はネット上での開催とし、予算計上しません。

(2) 会誌発行費 250 万円 (前年 230 万円/前年比 +20 万円)

- ・6 月の 32 号、12 月の 33 号発行を計画します (取材・郵送費込)。

(3) 広報費 4 万円

- ・CIEC2011 活動紹介のパネル作成費用として 2 万円、「CIEC ご案内」印刷代他で 2 万円を計上します。

(4) 研究会費用 総額では 110 万円 (研究会 75 万円) (前年 91 万円/前年比 +19 万円)

- ・地域 PCC 支援のために必要と思われる派遣費用として 5 万円を計上します。
- ・各部会研究会を含む研究会費用を 75 万円計上します。予算化を厳密に図ることと、研究会世話役の再検討を行い、効率的な運営を目指します。
- ・春季研究会の論文誌および抜き刷り作成費用として、30 万円を計上します。

(5) 調査費 27 万円 (前年 23 万円/前年比 +4 万円)

- ・教科「情報」調査のための費用を 7.6 万円計上します。(前年 9.8 万円/前年比 -2.2 万円)
- ・企画調査費は、プロジェクト型研究事業促進のための費用 20 万円を計上します。(前年 14 万円/前年比 +6 万円)

(6) 事業活動費 75 万円 (前年 63 万円/前年比 +12 万円)

- ・三役会議は、3 回開催として 40 万円を計上します。

- ・渉外関係は計上しません。

- ・事業委託費は 35 万円を計上します。(前年 30 万円/前年比 +5 万円)

CIECTypingClub サーバのレンタル費用の他、新 Web 初期投資費用(一部) を計上します。

・名簿作成費は計上しません。

(7) 支部活動援助金 46 万円 (前年 37 万円/前年比 +9 万円)

・支部活動を保障する予算を 46 万円計上します。北海道支部 36 万円、九州 PCC 支援金 10 万円です。地域を単位とした事業（地域 PCC、研究会など）を展開し CIEC 会員の参加の「場」を広げるため、北海道支部に続く支部設立をめざします。

(8) 部会活動援助金 86 万円

（前年 91 万円（小中高 50 万/外国語 26 万/生協職員部会 15 万）/前年比 -5 万円）

・部会規約に基づき、定めた基準を満たす部会への援助金を 86 万円計上します。世話人会の回数を減らす、消耗品、諸費用などを減額する工夫をします。小中高部会 50 万円、外国語教育研究部会 21.6 万円、生協職員部会 15 万円です。

(9) 学会表彰事業費 20 万円 (前年 10 万円/前年比 +10 万円)

・功労賞論文賞各 2 件以内の規定を前提に、20 万円を計上します。

(10) 教育出版 10 万円 (前年 3 万円/前年比 +7 万円)

・会誌抜き刷り作成費用等で 10 万円を計上します。

2. 管理費 総額 445 万円 (前年 433 万円/前年比 +12 万円)

(1) ネットワーク運営費 35 万円

・メンテナンス費用 24 万円とサブスクリプション更新および SSL 対応費用を計上します。

(2) 事務局通信費 40 万円

・郵送費、宅急便運賃等で 40 万円を計上します。

(3) 事務局人件費はこれまでどおり 300 万円とします。

(4) 事務用品費 40 万円

・封筒などの印刷、コピー代などの費用を中心に 40 万円を計上します。

(5) 備品購入費は 10 万円を計上します。

(6) 雑費 20 万円

・振込、自動引き落とし、各種発行手数料などの費用として 20 万円を計上します。

3. 予備費 50 万円を計上します。

以上

議案 5. 役員選挙実施の件

1. 会長，副会長，個人理事，監事の役員選挙結果報告の件

CIEC 役員選挙規約に基づく選挙を実施しました。結果を選挙管理委員会から報告します。

2. 団体会員の理事選出の件

CIEC 役員選挙規約第 7 条に基づき「理事を選出する団体会員および人数」を理事会から次のように提案します。

<団体会員および理事選出人数>

Apple Japan 合同会社	1名
全国大学生活協同組合連合会	2名
富士ゼロックス株式会社	1名
株式会社内田洋行	1名

以上、4団体 5名を提案します。

議案 6：一般社団法人CIEC設立の件

2011年会員総会での議決を経て、法人化に向けた検討をすすめ、2012年4月には会員からの意見聴取（メンバーコメント）を実施しました（資料参照）。会員からの意見聴取（メンバーコメント）の意見をふまえて、下記の通り、一般社団法人 CIEC 設立総会について提案します。

（1）一般社団法人設立移行について

公益法人制度改革において学会においても法人移行をめざすべきことが日本学術會議で確認されており、多くの学会で法人化がすすめられています。法人化は、一定の規模で事業を展開する学会の運営、会計、税務を責任あるものとするために求められるものです。とりわけ、学会は原則として公益社団法人に適格であるとされ、非営利的組織として認められています。また、学会が今後、政府、自治体、企業、財團等の資金を得て研究等の事業を推進していくために、その契約主体、資金受入先として法人であることが望ましいと思われます。

法人化にあたっては、将来的には公益社団法人を展望しますが、手続きとしてはまず公益社団法人化を想定した上での、非営利型一般社団法人の設立をめざすものとします。

非営利型一般社団法人に移行することで、CIECの事業目的や事業内容について変更はありません。会員が社員となり、役員もそのまま移行します。CIECにおける諸規定等は継承し、また財産も新法人に譲渡します。現在、会長が所有する会誌論文等についての著作権については、新法人に譲渡します。会計面では、公益会計基準にもとづく会計制度を採用し、謝金等での源泉徴収税、事業の一部の収益事業に対して課される法人税（学会本来の事業は非収益事業であり課税されません）、地方税等を納税します。

なお、会計年度については、8月のPCカンファレンスに会員総会（社員総会）を開催するため、現行の4月-翌年3月から7月-翌年6月に変更します。このため、法人化については下記のスケジュールですすめます。なお、スケジュール等についても専門家の指導を受けて変更することがあります。

- 2013年3月 一般社団法人CIEC設立総会を開催し、設立登記等をすすめる
- 2013年5月 任意団体CIEC臨時会員総会を開催し、2012年度事業決算、監査報告および2013年4月-6月予算を決議
- 2013年8月 PCカンファレンス期間中に任意団体CIEC会員総会を開催し、2013年4-6月決算、監査報告および新法人への財産譲渡、任意団体CIECの解散を決議
- 2013年8月 PCカンファレンス期間中に一般社団法人CIEC社員総会を開催

（2）一般社団法人CIEC設立総会の議案について

一般社団法人CIEC設立総会を開催し、下記の議案を提案する。

第1号議案 一般社団法人CIEC定款について（別紙）

第2号議案 設立時社員について

下記の者を設立時社員とする。（以下略）

第3号議案 設立時代表理事、理事および監事の選任について

下記の者を設立時の役員とする。（以下略）

第4号議案 規約等について

1. 下記の任意団体CIEC総会で議決した規約について一般社団法人CIECにおいて継承する。

- ・CIEC総会運営規約
- ・役員選挙規約

2. 下記の任意団体CIEC理事会で議決した規則等について一般社団法人CIECにおいて継承する。

- ・専門委員会の組織および運営に関する規則
- ・支部の事業および運営に関する規則
- ・部会の組織および運営に関する規則
- ・外部資金等プロジェクトの組織および運営に関する規則
- ・著作権に関する規定
- ・著作権許諾等に関するガイドライン
- ・会誌投稿規定
- ・会誌執筆要綱

第 5 号議案 任意団体CIECから一般社団法人CIECへの財産譲渡について

任意団体CIECの2013年6月決算にもとづいて確定した財産を一般社団法人CIECに譲渡する。

第 6 号議案 事業計画と予算について

2013年7月から財産譲渡を受けて事業年度がスタートするので、設立から2013年6月30日までは事業執行はなく、登記以外の会計支出も予定しない。

第 7 号議案 任意団体CIEC会員について

一般社団法人CIEC登記後すみやかに、任意団体CIECの個人会員および団体会員は、一般社団法人CIEC定款第 6 条にもとづき、社員とする。

(3) 一般社団法人CIEC定款（案）

一般社団法人CIEC定款（案）については、任意団体CIEC会則をもとに、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律にしたがって策定し、会員からの意見聴取（メンバーコメント）を受けて一部修正しました。設立総会に向けてさらに整備をすすめるため、細部にわたっては理事会に一任するものとします。

一般社団法人 CIEC 定款（案）

第 1 章 総則

第 1 条 本社団の名称は、一般社団法人 CIEC とする。CIEC は "Community for Innovation of Education and learning through Computers and communication networks" の略称であり、「シーク」と読む。日本語訳は「コンピュータ利用教育学会」とする。

第 2 条 本社団は、教育と学びにおけるコンピュータおよびネットワークの利用のあり方等を研究し、その成果を普及することを目的とする。

2 当法人はその行う事業により利益を得ること、又はその得た利益を分配することを目的としない。

第 3 条 本社団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 年度ごとの社員総会、PC カンファレンス、その他の会合を開催すること。
二 会誌その他の出版物を編集刊行すること。

三 情報ネットワークを活用した交流の場を開設し、その運営にあたること。
四 コンピュータ利用教育に関心をもつ人々の交流をすすめること。

五 すぐれた教育用ソフトウェアの調査・普及あるいは開発及びそれに付随する事業を行うこと。

六 国内外の関連団体との交流・提携をすすめること。

七 その他本社団の目的を達成するため適当と認められる事業。

第 4 条 本社団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第 5 条 本社団の公告は電子公告において行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 2 章 個人会員、団体会員

第 6 条 本社団の会員は、個人会員、団体会員とし、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下単に一般法という）上の社員とする。

第 7 条 個人会員は、本社団の目的に賛同して入会を申込んだ個人で、理事会の承認を受けた者とする。

2 個人会員は、本社団の事業に参加し、会誌の配布を受け、かつ、本社団の運営に参画する。

3 個人会員は、会費年額 6,000 円を前納しなければならない。ただし、院生・学生は、会費年額 3,000 円とする。

第 8 条 団体会員は、本社団の目的に賛同し協力するため入会を申込んだ団体で、理事会の承認を受けた者とする。

2 団体会員は、本社団の事業に参加し、会誌の配布を受け、かつ、本社団の運営に参加することができる。

3 団体会員は、会費年額一口 30,000 円以上を前納するものとする。

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

一 退会したとき

- 二 死亡し、又は失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
 三 長期にわたり会費を滞納したとき
 四 除名されたとき
- 第 10 条 退会しようとする会員は、事務局に対して文書によって意思表示し、理事会の確認を経て、年度末に退会することができる。
- 2 会員が長期にわたり会費を滞納したときは、理事会の決議によって退会させることができる。
 - 3 会員が本社団の名誉・信用を著しく損ねたときは、理事会の調査による提案にもとづき、社員総会において 3 分の 1 以上の会員が出席し、3 分の 2 以上の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対して社員総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名の通知を受けた会員には社員総会での議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 会費の長期滞納による退会および除名の手続きについては、理事会において別に定める。
- 第 11 条 会員が第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 第 12 条 本社団に対し多大な貢献をされた会員について、理事会において名誉会員として選任することができる。
- 2 名誉会員は、本社団の事業に参加することができる。また、会誌の配布を受ける。
 - 3 名誉会員は、会費を免除される。
- 第 13 条 コンピュータ利用教育の発展・普及に大きく寄与、あるいは本社団の活動において大きな貢献をした個人会員または団体会員に対し表彰をすることができる。表彰規程は理事会において別に定める。

第 3 章 会長理事、副会長理事、理事及び監事

- 第 14 条 本社団には次の役員を置く。
- 一 会長理事 1 名
 - 二 副会長理事 4 名以内
 - 三 それ以外の理事 個人会員の理事 10 名以上 15 名以内、
団体会員の理事選出会員 5 団体以内、
団体会員の理事 5 名以内
 - 四 監事 3 名
- 第 15 条 会長理事をもって本社団の代表理事とし、会務を総括する。
- 第 16 条 副会長理事は、会長理事を補佐し、会長理事に事故があるときは、その職務を代行する。
 2 前項において、会長理事の職務の代行は、会長によって指名された副会長理事が行う。
- 第 17 条 それ以外の理事は、会長理事の総括のもとに会務を行う。
- 第 18 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- 一 会長理事、副会長理事、それ以外の理事の職務執行の状況を監査すること。
 - 二 本社団の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
 - 三 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - 四 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めると、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めると、これを理事会に報告すること。
 - 五 理事会が機能しないなど不正常な状況が継続した場合には、会長理事に代わって社員総会を招集すること。
 - 六 その他監事に認められた法令上の権限行使すること。
- 第 19 条 会長理事、副会長理事、それ以外の理事及び監事は、社員総会において選出する。
 2 会長理事、副会長理事及び監事は個人会員の中から、それ以外の理事は個人会員、団体会員の中から選出する。
- 第 20 条 会長理事、副会長理事、それ以外の理事について、当該役員及び当該役員の配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は会長理事、副会長理事、それ以外の理事の総数の三分の一を超えてはならない。
- 第 21 条 会長理事、副会長理事、それ以外の理事および監事の任期は、いずれも 2 年とし連続しての再任は 3 期 6 年を上限とする。
 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員の任期の終了期限は、役員改選の社員総会の終了時とする。
 第 22 条 会長理事、副会長理事、それ以外の理事及び監事は、無報酬とする。
 第 23 条 役員選挙に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める役員選挙規約による。

第 4 章 社員総会

- 第 24 条 本社団には、議決機関として社員総会を置く。
 2 社員総会は、会長理事が招集する。
 第 25 条 社員総会は、本社団の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。
 第 26 条 社員総会は、第 7 条に定める個人会員及び第 8 条に定める団体会員の代表者（1 団体会員 1 名）をもって組織する。
 第 27 条 社員総会は、定例社員総会及び臨時社員総会とする。
 2 定例社員総会は、年 1 回開催する。
 3 臨時社員総会は、会長理事が必要と認めた場合、又は 10 分の 1 以上の会員から議事を示して請求のあった場合開催する。
 4 前項の会員からの請求による臨時社員総会については、会長理事は請求のあった日の翌日から起算して 30 日以内に開催しなければならない。
 第 28 条 社員総会は、一般社団法人に関する法律に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り議決する。
 2 社員総会は、次の事項を議決する。
 一 会務報告及び事業計画
 二 前年度収支決算及び当該年度収支予算
 三 役員の選任及び解任
 四 定款の変更
 五 会員の除名
 六 解散及び残余財産の処分
 七 その他社員総会又は理事会が必要と認めた事項
 第 29 条 社員総会の議事の内容は、あらかじめ社員に通知されなければならない。
 第 30 条 社員総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席により成立する。
 2 前項の、社員総会への出席とは、本人出席、書面ないし電磁的方法による出席、委任出席とする。
 第 31 条 社員総会における決議は、出席者の過半数の同意を要し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席者の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 一 役員の解任
 二 定款の変更
 三 会員の除名
 四 解散
 五 その他法令で定められた事項
 第 32 条 特別の事情ある場合、理事会の議に基づき会長は、臨時社員総会の開催に代えて「通信の方法による社員総会」を実施することができる。
 第 33 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 2 議長及び出席した会長理事、副会長理事は、前項の議事録に記名押印する。
 第 34 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める総会運営規約による。

第 5 章 理事会

- 第 35 条 本社団には、執行機関として理事会を置く。
 2 理事会は、会長理事が招集する。
 3 理事会は、毎事業年度 4 回以上開催する。
 第 36 条 理事会は第 3 条に定める事業並びに収支予算について責任を負い、執行の任に当る。
 2 理事会は、会長理事、副会長理事及びそれ以外の理事をもって組織する。
 3 理事会は、必要ある場合、構成員以外の者の出席を認めることができる。
 4 理事会は、必要ある場合、特別委員を委嘱することができる。
 第 37 条 理事会は、会長理事、副会長理事及びそれ以外の理事の総数の過半数以上の出席がなけ

れば会議を開くことができない。

第38条 理事会の議事は、理事会は議決に加わることのできる会長理事、副会長理事、それ以外の理事の総数の過半数が出席し、議長を除き、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長裁決するところによる。

2 理事会の議事は、その議決について議決に加わることのできる会長理事、副会長理事、それ以外の理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

第39条 理事会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長理事、副会長理事、それ以外の理事及び監事は、これに記名押印する。

第6章 専門委員会

第40条 本社団には、第3条に定める事業を遂行するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する規則は、理事会において別に定める。

第7章 支部および部会

第41条 本社団には、支部および部会を置くことができる。

2 支部および部会の運営・事業等については、別に定める。

第8章 事務局

第42条 本社団には、事務局を設ける。

2 事務局長は、副会長理事の1名が兼務する。

3 事務局員は、会長理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 会計

第43条 本社団の経費は、会費、協賛金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第44条 本社団の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終る。

第45条 本社団の事業計画書、収支予算書については、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

第46条 本社団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、社員総会に報告しなければならない。

第47条 本社団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第48条 本社団は剩余金の分配を行わない。

第49条 本社団を解散したときは、その残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第10章 雜則

第50条 この定款に定めるもののほか、本社団の事業及び運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

付則

1 この定款は、平成25年〇月〇日から施行する。

2 本社団の設立当初の会長理事、副会長理事、理事、監事は、設立時社員の定める別紙役員名簿のとおりとする。

3 本社団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立時社員の定めるところによる。

4 本社団の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成26年6月30日までとする。

5 任意団体CIECに属した権利義務の一切は、本社団が継承する。

平成25年3月〇日

設立時社員	住所	
	氏名	実印
設立時社員	住所	
	氏名	実印

(終)

資料1：専門委員会、部会、支部2011年度活動報告及び2012年度活動方針

(敬称略)

会誌編集委員会

1. 2011年度活動報告

2011年度の『コンピュータ&エデュケーション』は、30号と31号を刊行した。PCカンファレンスでは編集委員会企画セミナー「『コンピュータ&エデュケーション』をより良くするために-なぜリジェクトされるのか-」を開催した。

(1) 30号(2011.6.1)の発行について

会長特別メッセージ／巻頭INTERVIEW「知の転写支援ビジネス」から「知の創発支援ビジネス」へ～第日本印刷の新たな挑戦～／特集「情報教育から視たキャリア形成」：6本／活用事例：2本／報告：1本／本の紹介【参考】一般投稿（特集、報告、本の紹介を除く）5本（採択：2本 不可：3本）

(2) 31号(2011.12.1)の発行について

巻頭INTERVIEW「レッツノートというものづくりの思想」／特集「ゲームは教育を変えるか？」：5本／2011PCカンファレンス「教育イノベーションを目指して」報告／活用事例：5本／論文：3本／報告：1本／本の紹介【参考】一般投稿（特集を除く）11本（採択：8本 不可：3本）

(3) 査読体制の強化のために常任理事に査読への協力を求めた。

2. 2012年活動方針

(1) 昨年度に引き続いだ『コンピュータ&エデュケーション』の内容をさらに充実させることを目指す。「本の紹介」については、理事会メンバーに積極的な投稿を求める。

(2) 査読体制の強化と査読の迅速性を目的として、2011年度に引き続いだ常任理事を中心として査読への協力を求めていく。

(3) 巷頭インタビューについては、昨年に引き続きCIEC団体会員から対談相手を選定し、団体会員に対するCIEC活動への参加の機会を設けるとともに、CIECへの理解を深めることを追求する。

(4) 学会賞選考委員会に編集委員会として積極的に関わっていく。

(5) 2012PCCにおいても昨年度に引き続き編集委員会企画セミナー「『コンピュータ&エデュケーション』をより良くするために」を開催することを目指す。

ネットワーク委員会

1. 2011年度活動報告

CIECのWebpageならびにサーバ機器の維持管理につきましては、日常的に業務が発生していますが、概ね順調に対応・処理できました。CIEC TypingClubサーバのサービスでは、大規模私立大学の利用なども増えており、授業科目の成績処理に関わる質問などが舞い込んできますが、開発チームで対応しています。

最近は、無料のクラウドサービスも増え、多様なモバイル端末が普及しておりますが、それらの教育利用などが懸念に模索されている時代のようですが、一時的かもしれません、CIECのサーバサービスへの新たな要求が出にくい状況のように感じられます。

2. 2012年度の活動方針

2012年度も、事務局と十分な連携を取りながら、Webサービスやマーリングリストなどの通常業務を行います。サーバの管理業務は、引き続き複数の管理者がそれぞれの専門性を活かしながら協力し合う体制で行います。

新しい時代の新しいサービスの可能性について、他の委員会や部会などとの対話に力を入れていきたいと考えています。

国際活動委員会**1. 2011年度活動報告**

2011年度は、本会の国際活動の活性化を目指し、調査、情報の収集、体制の整備等を行いましたが、目指した国際連携の具体策の実現には至らず、今後の課題となりました。具体的な内容は、以下の通りです。

(1) 調査・情報収集の継続

引き続き、連携可能な学協会やその他組織の情報を収集しました。2011年度PCカンファレンス（熊本）において、委員会のインフォーマルミーティングを開催し情報交換を行いました。連携の対象について、アジア・オセアニアを中心とする開発途上国に注目すること、関連して世界銀行の遠隔教育のプロジェクトとの連携を模索すること、日本在住の外国人研究者や外国政府・国際機関の関係者などの活用が検討されています。現状では具体化への成案にまで至っていません。また、会員の協力による情報収集については、執行部によるCIEC設立15周年に向けた国際シンポジウム企画の準備への協力の他、委員・会員で個別に実施されているものはあるものの、組織的な支援はできませんでした。

(2) 連携の具体策の検討

国際的な連携については、(1)に示した調査・情報収集に留まり、具体的な成果は得られませんでした。CIEC設立15周年企画で予定している国際シンポジウムの準備に向けた執行部の活動を側面からサポートし、来年度以降の国際連携の具体化に備えることになりました。

(3) 国際活動推進の支援策および委員会の体制整備

会員あるいは会員集団による独自の国際交流企画については、2012年度に向けて支援策および在外の会員（非会員も含む）の協力を得る方策を理事会に提案しました。

2011年度の目標であった「本会の国際活動を活性化します。」については、本会としての組織的な活動は、執行部によるCIEC設立15周年企画の準備が中心で、本委員会として十分な活動ができませんでした。今後、本委員会の体制整備と国際活動への支援策の充実を図り、さらなる国際活動の活性化を図る必要があります。

2. 2012年度活動方針

CIEC設立15周年企画の国際シンポジウム実施に関し、執行部の活動を側面から支えるとともに、日常の国際活動の活性化に努めます。具体的には、以下の活動を行います。

(1) CIEC設立15周年に向けて、執行部が企画する国際シンポジウムの実施について、必要な活動を行います。

(2) 引き続き、アジア・オセアニアを中心に北米・欧州も視野に入れ、連携可能な学協会やその他組織の情報を収集します。その際、全会員に呼び掛けをして、会員の有しているこれらの情報及び国際活動の実践例を集約することに努めます。

(3) 情報収集を元に、具体的な国際連携の方策を検討し、2011年度に検討したものを受け可能なものについてその具体化に努めます。また、会員および会員集団による国際交流企画についても、支援を行えるよう努めます。

研究委員会**1. 2011年度活動報告**

今年度は、第90回研究会から第94回研究会までの5回のCIEC研究会（詳細は、CIECのWebページを参照のこと。）と論文投稿と口頭発表が一体となったCIEC春季研究会2012を行った。なお、第90回から第92回の研究会は、小中高部会が中心となって企画した研究会であり、第93回研究会は、教育システム情報学会（JSiSE）関西支部との共催によって行ったものであり、また、第94回研究会、CIEC春季研究会2012は、研究委員会の企画によるものである。

○ 第90回研究会（小中高部会主催）

テーマ「震災と情報モラル（震災を経験して私たちは何を学んだか）」

開催日時：2011年5月29日(日) 10:00 - 13:00

会場：札幌学院大学 C館4階

参加者数 34名

○第91回研究会（小中高部会主催）

テーマ「これからの中高生の電子黒板利用のあり方」

開催日時：2010年9月25日(日) 13:00 - 16:25

会場：大学生協杉並会館 B103・B106

参加者数 28名

○第92回研究会（小中高部会主催）

テーマ「社会へつなげる学び～問い合わせ直そうキャリア教育～」

開催日時：2011年10月16日(日) 13:30 - 16:30

会場：京都女子中学校・高等学校

参加者数 19名

○第93回研究会（共催：教育システム情報学会関西支部）

テーマ「教育現場における動画・映像の利用」

開催日時：2011年11月27日(日) 13:30 - 17:00

会場：大阪電気通信大学 駅前学舎1F 多目的ホール

参加者数 23名

○第94回研究会

テーマ「e-Learningにおける数式自動採点の可能性」

開催日時：2011年12月18日(日) 13:30 - 17:00

会場：名古屋大学 情報科学研究科棟 第1講義室

参加者数 17名

また、2008-2010年度で行われた大分大学における現代GP「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を引き継いで、2011年度、同大学では、現職の初等中等教員の授業でのICT活用や教育の情報化を推進することを目的とした「情報教育イノベータ」育成講座を行っており、CIEC研究委員会より講師を派遣した。

○CIEC春季研究会2012

開催日時：2012年3月26日(月) 13:00 - 18:00

会場：大学生協杉並会館 B103・B106

参加者数 38名

昨年度に引き続き、CIEC研究会論文誌の発行とその論文誌の内容に関する口頭発表を行った。CIEC春季研究会2012の発表論文数は、Vol.1の26本、Vol.2の20本から12本と減少した。前回の春季研究会2011では、発表論文数の関係から、2会場での報告としたが、後半に参加者の減少がみられたことなどから、今回の春季研究会2012では、ひとつの会場での発表とし、発表件数や後半の参加者数などを考慮した結果、1会場とし、プレゼンテーションのためのプロジェクタおよびスクリーンのセットを2つ用意し、次の発表者との交替時間が短縮できるように配慮した。なお、発表題目は、下記のとおりである。

- ・SNSを利用した海外大学との交流に関する提言
- ・言語構造式描画ソフト「LangDraw 2」の実用版完成報告 - 英語教育における新たなマークアップ言語活用の実践として -
- ・ハングル能力検定試験(5級)の学習アプリの開発 - Androidスマートフォンを用いて -
- ・中等教育における簡易VR環境の違いによる学習効果の差異に関する研究
- ・中学生向け歌唱学習用ラーニングシステムの開発と評価
- ・シミュレーション教材を使った体験的な学習を組み込んだ授業の開発と評価
- ・「コンピュータ科学」の総合的学習方式

- ・アルゴリズム・論理的思考学習の実践と成果分析 - 単元前後の生徒アンケート結果を元に -
- ・LSI 設計業務におけるインターネット事前学習支援 WBT システムの開発と利用効果
- ・現代版コンピュータ態度尺度を用いた世代間差の検討 - インターネット調査を基に -
- ・アニメーション教材を活用した数学史の授業開発 - 中学校数学「図形の証明」における試み -
- ・図形の性質と3次元計測技術の関係を理解するデジタル教材の開発 - 身近な情報機器の仕組みを題材として -

2. 2012年度活動方針

従来行っている形式の研究会のほか、他学会との共催による研究会の開催を検討している。さらに、引き続き、査読付き論文誌の発行と論文発表を一体として行う形式の「CIEC 春季研究会 2013」を行うことを予定している。

小中高部会

1. 2011年度活動報告

2011年度は、前年に引き続き世話人会を関東、関西、北海道の3地区を拠点として行った。また以下のよる研究会活動、学習会活動、地域活動などの積極的な活動を行った。

(1) 小中高部会の活動の範囲

- 1) 世話人会を関東支部、関西支部、北海道支部の3地区に組織的に分割して、支部独自の学習会等を円滑に行っている。
- 2) 3地区の世話人会に関しては、定期的に合同世話人会(年3回)を行うだけではなく、ネットワーク会議を活用した世話人会を開催した。
- 3) 新規世話人を迎える、活動の幅を広げようとしている。

(2) 具体的な活動

- 1) 2011PCカンファレンスへの参加(熊本大学)

セミナーの開催

- 2) 研究会(2回実施)

○CIEC 第90回研究会

開催日時：2011年5月29日(日) 10:00～13:00

会場：札幌学院大学C館4階(北海道江別市文京台11番地)

テーマ：震災と情報モラル(震災を経験して私たちは何を学んだか)

講師：藤川 大祐(千葉大学)

○CIEC 第91回研究会

開催日時：2011年7月18日(月) 13:00～16:25

会場：大学生協杉並会館 2F会議室(東京都杉並区和田3-30-22)

テーマ：「これからの中高生が電子黒板利用のあり方」

講師：増坪 広夫(山梨県甲斐市立双葉東小学校 教諭)

奥山 賢一(山梨県北杜市立高根北小学校 校長)

坂野 勝美(アストリスク)

○CIEC 第92回研究会

開催日時：2011年10月16日(日) 13:30～16:30

会場：京都女子中学校・高等学校(京都府東山区熊野北日吉町17)

テーマ：「社会へつなげる学び～問い合わせ直そうキャリア教育～」

講師：香川 秀太(大正大学 人間学部 教育人間学科 専任講師)

伊達 洋駆(有限責任事業組合ビジネスリサーチラボ共同代表、神戸大学大学院経営学研究科 博士課程)

- 3) 情報モラル本改定

情報モラル本の第二版を発行した。

2. 2012年度活動方針

(1) 小中高部会の今後の活動方針

- ・コンピュータ利用教育、教科学習におけるコンピュータ利用を推進する。
- ・授業法及び新しい学びに関する研究を進め、実践をすすめる。
- ・情報教育を更に拡大して、生徒や学生に必要な学力についての研究を進める。
- ・総合的な学習の時間の研究を進める。コンピュータ利用を前提とする授業ではなくとも、総合的な学習の時間のあるべき姿を実践している者を紹介し、活性化を図る。また異校種間交流や連携を図る。
- ・テクノロジーの進展に対する教育活動の質的変化を探る。常に変化を遂げている情報機器を知り、それらを活用した先進的な事例報告を行う。

以上の方針にもとづき、以下のような具体的な研究活動テーマについて取り組んでいきたい。

- ・高等学校教科「情報」の実態調査及び分析
- ・様々な授業法に関する調査及び研究、実践
- ・学生対象の論文作成の技術や統計分析に関する講習会の実施
- ・新学習指導要領における情報教育についての研究
- ・「総合的な学習の時間」の研究
- ・新しい学びとコンピュータ利用教育の授業研究と実践
- ・未来の教室や授業法に関する研究
- ・携帯端末を利用した教育の実践研究
- ・諸外国や企業との連携

(2) 具体的な活動

- 1) 2012PC カンファレンス(京都大学)におけるセミナーの実施
- 2) 地域支部・カンファレンスへの参加、協力
- 3) 研究会の実施(年3回程度)
春：関東地区、秋：関西地区、冬：未定
- 4) 学習会の実施(年数回)
関東、関西、北海道各地区
- 5) TBS 全国子ども電話相談室の研究
電話の質問や回答から受け取ることからみられる学生の意識や考え方に関する調査(未定)
- 6) 「ひと目でわかる情報モラル」の改訂およびサポート
- 7) 小中高部会 Wiki による情報発信
- 8) 未来の教室に関する研究会実施と調査

外国語教育研究部会

1. 2011年度活動報告

本年度は、8月のPCCにおいてプレカンファレンス企画を実施した。また、10月にタブレット端末を活用した外国語学習に関する学習会を大学院生による研究報告会と合同で実施した。以下の節においては、各取り組みの概要を報告する。

(1) 2011PC カンファレンスプレ企画の開催

開催日時：2011年8月6日（土）10:00～11:30

会場：熊本大学黒髪南キャンパス工学部2号館2階中講義室225

テーマ：モバイル・ラーニング向けの教材作成支援サービス体験学習

司会：上村 隆一（北九州市立大学）

講師：平野 洋一郎（インフォテリア株式会社代表取締役社長）

　　山内 浩之（パナソニック電工インフォメーションシステムズ営業本部ソリューション営業部九州営業所長）

参加人数：65名（講師、司会者を含む）

まず、平野氏は80年代におけるPC普及、'90年代におけるインターネット浸透の例を挙げ、両者以上の速さでスマートホン、タブレットなどのスマートデバイスが重要な情報インフラとなりつつあることを強調した。その上で、スマートデバイスを教育面で使いこなすために不可欠のソフトウェアサービスの例として、すでに多くの大学で採用されているHandbookを紹介した。また、最新の導入事例として、名古屋文理大

で今春情報メディア学科新入生全員に配布された iPad2 上の教材配信に利用され、高く評価されているというアンケート結果を説明した。その理由として、同氏は(1)教材作成・閲覧に専門知識が不要(2)オフラインでも使用可能なダウンロード機能(3)教材と学習者履歴の集中管理(4)学習を促進する試験・クイズ・アンケート機能(5)セキュリティ機能の充実(6)PDF添付教材へのメモ、注釈追加機能(7)優れた「費用対効果」を挙げた。このうち、(1)はプログラミングなどの技術を全く持たない大学教員でも、ワープロ感覚で教材テキスト編集、画像・音声・動画などのメディア埋め込み、ファイル添付が簡単にできるなどの利点がある。(2)は Handbook3 で大幅に操作性が改善している。(3)は学習者の一括登録、授業科目や学習者グループ毎のきめ細かい教材配信、履歴管理が可能となっている。(4)は他のオーサリングソフト以上に双方向性を重視した記述式、客観形式両方の問題あるいはアンケートを作成できる。(5)は教材へのアクセス権限をダウンロード制限、外部アプリによる閲覧禁止、有効期限の設定などで実行可能である。(6)はユーザ側からの要望が強く Handbook3 から追加された新機能で、PDF文書の必要な箇所に下線を施す、フリーハンドで囲む等の注釈が付加できる。(7)は学生数に関わりなく大学・学部毎で定額料金設定となっており、今後閲覧端末の機種が多様化した際にも一切追加料金を課さないなど、高いコストパフォーマンスを実現している。

以上のような製品の概要説明が行われた後、実際に教材作成用オーサリングツールの Handbook Studio と閲覧用 Handbook アプリケーションならびに PC ビューワーを用いた体験学習に移った。

(2) 第5回部会学習会の開催

開催日時：2011年10月22日（土）13:00～16:00

会場：東京都杉並区和田3-30-22 大学生協杉並会館地下会議室

テーマ：「タブレットPC時代の外国語教育」

司会：上村 隆一（北九州市立大学、CIEC 外国語教育研究部会世話人代表）

講師：金 義鎮（東北学院大）

小出 泰久（日本アバイア株式会社）

清原 文代（大阪府立大学）

報告者：鄭京淑・富藤賢治・永田舞・上田愛・鈴木翔大・秋永真由子・中野利香・篠崎文哉（大阪教育大学大学院）

参加者数：33名（講師、報告者、司会者、事務局含む）

金氏は、まず、インターネットなどのIT革命と共に外国語学習のアイテムも進化し、最近ではスマートデバイス用の教材など様々なICT技術を駆使した教育法の試みが提案されているが、まだ十分とは言えないとした。その原因として、ICT新技术の開発の早さ、外国語担当教員のICTスキルの格差、導入予算の不足等が挙げられる。これらの問題を解決する方法の一つとして、ICT技術を専門とする情報系教員と外国語系教員との連携が挙げられる。同氏は、情報を専門とする教員の立場から、外国語教育におけるICT技術活用の事例を紹介し、またその効果や今後のやり方についても議論した。

小出氏は、現在の企業におけるIT/タブレット端末を利用したユニファイドコミュニケーションへの取り組み、及びそれらを利用した社内外外国語教育へのアプローチから、今後の外国語教育におけるユニファイドコミュニケーションの可能性について解説した。具体的には、(1)ユニファイドコミュニケーションとは何か(2)どのような使われ方をしてきているのか(3)今後の外国語教育に対してどのような可能性があるのか、などについて、具体的なアプリケーション及び専用端末を利用してデモを交えながら説明した。

清原氏は iPad で使用でき、外国語学習に最低限必要なテキストと音声を含む電子教科書を自作する方法、及びその利用方法について解説した。まず、PDFは紙と同じレイアウトのものを作成することができるのが特徴で、Webページへのリンク、ネット上にある音声や動画へのリンク等、紙の教科書にはない機能を付加することも可能である。PDFリーダーを使用すれば、紙と同様にPDFにメモを書き込んだり重要部分に色をつけることもできる。対して、EPUBはPDFのように版面は固定されないが、自分にとって読みやすい大きさの文字で読むことができる。音声や動画をEPUBそのものに埋め込むこともできればWebへのリンクも可能である。EPUBにつけたメモは専用リーダーからメールで外部に送信することも可能である。とりわけ、代表的なEPUBリーダーであるiBooksは国語辞典と英語辞典を内蔵しており、辞書を引きながら学習することも可能と説明された。

最後に、大学院生8名から家庭向けのタブレット端末を、学校教育の現場にどのように取り入れていくか、なぜiPadなのか、その目的、意義、方法について、小中学生を対象とした研究実践の報告がなされた。そのうち、小学生を対象としたものは、「iPadでvocabulary chants」、中学生を対象としたものは、「Story Makerを使用しての英語絵本作成」、「iPadを用いて電話を疑似体験する」、「iPadのカメラでスピーチ撮影」であつ

た。また、中学生以上を対象としたものとして、「デジタル絵本を使用したシャドーイング活動」、「Evernote」で補う授業内における音読活動」、さらに、中学校での実践例として、「iPadを利用し自己評価をしたことによるスピーキング能力の活性化の計測」がそれぞれ報告された。

2. 2012年度活動方針

本年度は、8月のPCプレカンファレンス部会企画として「携帯端末およびタブレットPC向け電子教材の自作ツール体験学習」を実施し、PCC参加者にプログラミングを必要としないモバイル・ラーニング教材作成の手法を学んでもらう。続いて、10月には「タブレットPC時代の外国語教育(Part2)」と題する部会企画学習会を開催する。Apple社のiPhoneやiPadが販売されて以来、これまでの携帯端末がスマートフォン、タブレットPCへとズームが巻き起こり、次々と各社が最新のスマートフォンやタブレット型PCを発売した。従来のパソコンによるe-ラーニングでは時間と空間の制御を受けない学習が可能と謳われたものの、実際にはパソコンという大きな機械の前に座り、長い時間をかけて起動しなくてはならなかつた。iPhoneに代表されるスマートフォン(多機能携帯端末)では数多くの教育用アプリも提供され、モバイル・ラーニングが活用され始めたが、電子教材を扱うのにはスマートフォンでは画面が小さいくらいがある。タブレットPCはその点で、e-ラーニングの利点とモバイル・ラーニングの利点を併せ持った上で、画面が格段に見やすく、入力がしやすい。各方面で本格的に利用されつつあり、教育現場でもタブレットPCを用いた教材開発が進んできている。外国語教育にも応用できるところから、携帯端末およびタブレットPC向け電子教材の自作ツール体験学習と題して学習会を企画する。

生協職員部会

1. 2011年度活動報告

(1) 研究会／企画

1) PC カンファレンス セミナー2

テーマ：「教え手として学ぶ」

本セミナーでは、教えるという行為の中で教え手の側にどのような学びが発生しているかについて3人のパネリストに自身の体験を報告してもらい、パネル討論を行いました。

①実践コミュニティの中で学ぶ：教えあい、学びあい一緒に考え・行動する中で学びが生じる。ワイワイやる中でチーム内で教えあいが生じる。

②試行錯誤や失敗から学ぶ：実務を積み、時には失敗することが学習内容の定着には一番の近道であるということが、学びのピラミッドや経験学習モデルをベースに話されました。

③活動を評価する：熊本大の事例ではサポートセンターの学生スタッフに「この活動であなたは何を学びましたか?」というアンケートを取ることで、スタッフが自身の学びについて振り返る機会が与えられているという事例から、トライしたことの価値や結果を明確にすることが重要であるということが話されました。

本セミナーを通じて議論されたのは、人が組織化することで作られる学びの場であり、人が組織化される過程で発生する学びということであろうかと考えられます。大学の構成員を、階層を超えて組織化できる大学生協にはこのような学びの場を形成しやすく、このような取り組みは多くの大学・大学生協で行われており、掘り下げていくことで今後さらなる発展が望めると考えられます。

2) 世話人会（関東世話人会計5回実施）

- 2011.04.14 (関東) PC カンファレンス 2011 企画案討議
- 2011.07.14 (関東) PC カンファレンス 2011 企画準備
- 2012.02.14 (関東) PC カンファレンス 2012 企画案討議
- 2012.03.03 (関東) PC カンファレンス 2012 企画案討議
- 2012.03.23 (関東) PC カンファレンス 2012 企画案討議

2. 2012年度活動方針

(1) 進化している大学での情報関連環境、教育の中での学生の学びの変化について、また、その部分における学生コミュニティ、教員が関わっていない教育等への大学生協の関わりについての議論と事例の研究。

(2) ソーシャルメディアの動向、電子書籍による「知の流通」の枠組みの変化など、これからの大學生協

ニティに影響を及ぼすと思われる事柄を調査研究し、大学生協の関わり方を考える。

(3) 研究会／企画

8月：PC カンファレンス 2012 企画運営

12月：研究会

北海道支部

1. 2011年度活動報告

CIEC 北海道支部では、10回目となった PC カンファレンス北海道の開催を中心に、研究会の開催、Apple Store を会場に行なっている「学校の玉手箱シリーズ」の継続に加え、高校生を対象にした「高校生プレゼン」を北海道支部主催で開催しました。これらの活動を通して新たな会員を増やすこともできました。

また、継続的に行なっている大学1年生を対象にしたコンピュータリテラシー能力に関する調査も複数論文の参考文献として活用されるまでになりました。

具体的な活動報告は下記の通りです。

(1) PCC 北海道 2011 (参加者 100名)

テーマ：新しい教育のデザイン～北海道での実践例から～

日時：2011年11月5日（土）、6日（日）

会場：札幌国際大学

特別講演 「教育分野におけるデジタルコンテンツの可能性について」

三谷 正信（千歳科学技術大学教授）

「待ったなし、教育の情報化（どこかでできていることから、みんなができることへ）」

奥村 稔（北海道札幌北高等学校）

「21世紀型学校をめざして」

加藤 悅雄（北海道石狩市立紅南小学校教諭）

分科会（16本）、ショートプレゼン（6本）、高校生プレゼン（7本）、ITプレゼン、

プレゼンテーションスキル賞

(2) 研究会 (参加者 25名)

講演 「学校はゲームから何を学べるか」

東京大学大学院情報学環特任助教 藤本 徹

日時：2012年3月30日（金）15:00～16:30

会場：北海道クリスチャンセンター

(3) 学校の玉手箱 Vol.11

「基礎看護技術の自己学習における iPod touch／AppleTV の活用について」

日時：2011年4月16日（土）

出演：滋野 和恵（北海道文教大学）、曾我 聰起（北海道文教大学）

概要：北海道文教大学の人間科学部看護学科で行われている iPod touch や Apple TV を利用した自己学習の事例を紹介した。

(4) 学校の玉手箱 Vol.12

「ePub や FileMaker Go を用いた語学教育の可能性を考える」

日時：2011年4月23日（土）

出演：川名 典人（札幌国際大学）、曾我 聰起（北海道文教大学）

概要：iPhone や iPad で利用できる ePub 形式や FileMaker Go を用いた語学教材の試作について、また、簡易クラウドを使った教材配信の可能性について紹介いただいた。

演習型授業の事例発表では、特に授業に必要なネット環境、iPod touch の管理方法、学習アプリ、そして学習成果の確認方法を中心に説明いただいた。

(5) 学校の玉手箱 Vol.13

「iPod touch 教育実践事例 高校・大学篇」

日時：2012年3月18日（日）（→4月の実施に変更）

出演：石谷 正（仁木商業高等学校），川名 典人（札幌国際大学）

概要：高校や大学での iPod touch を活用した教育実践事例について、iPod touch のカメラ機能を使った動画撮影と編集、海外研修での活用法など、Macとの連係も含めて具体的な報告がなされた。

(6) 学校の玉手箱 Vol. 14

「電子教科書開発環境 iBooks Author を拡張する」

日時：2012年3月18日（日）（→4月の実施に変更）

概要：Apple が今年1月に発表した電子教科書開発ツール「iBooks Author」を取り上げ、拡張ウィジェット機能の Dashboard プログラムを例に、コードを書かなくても機能する開発環境 Dashcode や電子書籍に応用了した場合の可能性などについて解説していただいた。

(7) 高校生プレゼン 2011 開催

PCC 北海道のプログラムとして開催した。

(8) 北海道における情報基盤調査

今年度も9校1600人余りの大学入学生のデータを対象に、実技テストをともなった調査を行い基礎的データを得ることができ、北海道における情報教育に有益な役割を果たすことができた。

2. 2012年度活動方針

(1) PCC 北海道 2012 2012年11月上旬 札幌市内大学

(2) 研究会 2012年06月頃

(3) 教育の玉手箱シリーズの開催 6回の開催を予定 Apple Store

(4) 高校生プレゼン 2012 の開催

2012年9月中旬 札幌学院大学

北海道内の高校生を対象に、教科「情報」の成果としてプレゼンテーションの発表の場を提供し、情報教育のさらなる充実に向け高大教員間の連携も目指す

資料2：一般社団法人設立移行の件に関する提案へのメンバーコメントと回答案

(1) 全国大学生協共済生活協同組合連合会企画部 吉田 信昭

CIECが得意とする領域の社会課題を、これまでにも増して積極的に解いて行くためには組織の社会的プレゼンスをさらに高めて行く必要があると思います。

そのために法人化は有効な方策のひとつだと思いますので会長のご提案に賛成です。

一方、法人格取得と維持、とりわけ監督官庁の検査等に耐えうる態勢を構築し、個人情報保護や会計面でのコンプライアンスの確保はもとより、組織のパフォーマンスをこれまで以上に高めていくために、事務ロードがどれだけ増えるか、現在の事務局体制の補強だけで足りるかが懸念です。

＜回答＞メンバーコメントありがとうございます。

事務ロードについては、法人化時に会計制度を変更および税務処理などの業務がありますが、これまででも会計実務についての体制を確立していましたので大きな増加はありません。また一般社団法人の場合、公益社団法人とは異なり、監督官庁の検査等もありません。したがって、新体制に慣れるまでやや大変ですが、事務局体制の補強は特に必要はないとの判断しています。

(2) 秋田大学大学院 中村彰

「一般社団法人CIEC 定款（案）」について意見を申し述べますので、適宜、ご処理ください。

1. 以下の「2」に示す部分を除き、基本的に「同意」致します。

2. 考慮と検討を頂きたい事項

第5章 理事会

第35条 本社団には、執行機関として理事会を置く。

2 理事会は、会長理事が招集する。

3 理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

第37条 理事会は、会長理事、副会長理事及びそれ以外の理事の総数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

に関して、以下の2点について意見を述べます。

＜1点＞

・4回という最低開催回数の根拠を総会での提案において「説明」されるのが良いと思います。

また、

・「過半数以上の出席がなければ開催できない」という文言のより相応しい表現はないものでしょうか。即ち、開催するのに「事前の調整」を行う訳ですが、「出席」の定義が「委任状」を含むのかなど、より明確な表現がありうると推察します。

＜2点＞

・理事会の構成は最大で33名となります、全国各地からの出席を考慮すると必要な経費は多額です。現在ではメールによる審議も可能かと思います。あるいは、提案者の説明の音声ファイルを貼付けたパンフレット(iBooks形式等)も現在では可能な状況下にあります。ある理事会での審議が時間的に尽くされない場合もあります。

・従いまして、メールによる理事会審議の形態も十分に考慮されるのがより好ましいことと愚考します。

・理事会に関しても、その開催の形態が、対面とメール審議の双方があり得る事を明記される事は可能でしょうか。ご検討ください。

＜回答＞メンバーコメントありがとうございます。

理事会について年4回というのは一般社団法人に関する法律に定められているものであり、同時にこれまで理事会を1回、運営委員会を3回開いており、今後、理事総数が減少するのに伴い、理事会を4回以上開くというように提案いたしました。「過半数以上の出席」という成立要件については、原則的に理事会の場合委任状は望ましくないとされていますが、実際の運用は必要に応じて定めたいと考えています。

メールによる理事会審議については、一般社団法人に関する法律に「書面または電磁的記録」により全員が同意の意思表示をすれば可決とするという規定があり、定款にその旨記載しています。

(3) 朝日大学大学院博士候補者 藤澤 大

まず、「本団体」という表現ですが、法律上は「一般社団法人」なので、気になります。

すでに同種法人となっており、ほとんどの方が存じている

JAF(日本自動車連盟)は「連盟」なので、本連盟」と表記されております。

<http://www.jaf.or.jp/proceed/join/rule.htm>

ですので、CIEC（コンピュータ利用教育学会）は「学会」なので、「本学会」と表記した方がよろしいかと存じます。

もし、上記の表現が困難ならば、「本法人」にした方がよいです。

もう一つ気になることがあります。こちらについては障がい当事者として怒りを感じております。

それは、下記

› 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

› 一 退会したとき

› 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき

› 三 死亡し、又は失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

› 四 長期にわたり会費を滞納したとき

› 五 除名されたとき

のうち、第二項と第三項です。

第二項については、人権問題につながります。

例え、病気や障がいで後見人や保佐人が必要だったとしても、意思を少しでも明示し、反映できる機会を与えていただきたいです。

また、第三項のうち、失踪宣言については発見される可能性も否定できない中で制約を掛けられるということは、行き過ぎではないかと考えます。

＜回答＞メンバーコメントありがとうございます。

定款では「本社団」という記述で統一しています。

また、会員の資格喪失に関して「成年被後見人又は被保佐人になったとき」という規定は一般的に採用されているものであり、「人権問題」に直接つながるとは言えないと思われますが、当該規定を削除しても本学会の運営に支障を来すことは特にないものと思われますので、削除するようにしたいと思います。

なお、「失踪宣言」については、失踪状態では会員との連絡がとれませんので会員資格喪失とし、失踪から発見された場合は本人の意思により会員に復帰するということで良いと考えます。

(4) 高知県立大学 一色健司

CIEC の一般社団法人設立移行の件に関する提案に対し、以下の通り意見を述べます。

1) 公益社団法人化を想定した上で、非営利型一般社団法人の設立に賛成します。

これまでCIECは任意団体として運営してきたため、権利義務の主体が明確でない、あるいは、何らかの理由で明確にすべきときには、会長個人がその主体となる取り扱いとせざるを得ませんでした。

法人化により、対外的にも組織運営の面からも権利義務関係が明確になり、学会としての社会的信用も増すため、今後、一層の活動の発展が見込めると思われます。

また、法人格を持つ多くの学術団体が認定を受けて公益社団法人へ移行しており、CIEC も公益社団法人化への第1段階として、一般社団法人化することが適当と考えます。

2) 「将来的には公益社団法人を展望」について。この表現を読む限り、いつ公益認定を受けようとするのかが明確でないように思います。

一般社団法人設立後の速やかな公益認定申請は難しいかも知れませんが、一般社団法人設立総会においては、公益社団法人化のためのロードマップを提示することを求めたいと思います。

＜回答＞メンバーコメントありがとうございます。

「将来的に公益社団法人を展望」についてのロードマップということについてですが、まずは一般社団法人としての運営を確立したいと考えています。公益社団法人への移行が可能となるような制度設計、定款にしていますが、監督官庁とのやりとりなどが必要になりますので、公益社団法人への移行については次の段階の作業として検討を続けていくこととしています。

資料3：2011年度CIEC活動報告

- 2011.4 14日 CIEC生協職員部会世話人会
 16日 CIEC北海道支部presents学校の玉手箱Vol.11
 17日 2011PCC分科会採否及び時間割編成会議
 23日 CIEC北海道支部presents学校の玉手箱Vol.12
- 2011.5 15日 三役会議
 21日 北海道支部第1回世話人会
 28日 小中高部会世話人会
 29日 CIEC第90回研究会（札幌学院大学）
 テーマ「震災と情報モラル（震災を経験して私たちは何を学んだか）」
- 2011.6 9日 PCC北海道2011世話人会
 12日 2010年度第3回運営委員会
 26日 2011PCC第3回プログラム委員会（熊本大学）
- 2011.7 2日 PCC北海道2011第1回実行委員会
 14日 CIEC生協職員部会世話人会
 18日 CIEC第91回研究会（杉並会館）
 テーマ：「これからの中高生が電子黒板利用のあり方」
 28日 PCC北海道2011第2回実行委員会
- 2011.8 5日 2011PCカンファレンス実行委員会
 2010年度第2回CIEC理事会／小中高部会世話人会
 6日 CIEC第52回会誌編集委員会／CIEC研究委員会
 6日～8日
 2011PCカンファレンス（熊本大学黒髪南キャンパス）
 テーマ「教育イノベーションをめざして—eラーニング、電子教材…」
 主 催：CIEC（コンピュータ利用教育学会）/全国大学生活協同組合連合会
 後 援：熊本大学、文部科学省、経済産業省九州経済産業局、熊本県教育委員会、
 熊本市教育委員会、NHK熊本放送局、熊本日日新聞社
 名誉実行委員長：谷口 功（熊本大学学長）
 実行委員長：伊藤 洋典（熊本大学）
 副実行委員長：妹尾 堅一郎（CIEC会長）
 7日 2011年度CIEC定例総会
 31日 オーストラリア視察（8/31～9/6）
 訪問先 Burwood Girls High School
 Sydney Secondary College, Leichhardt Campus
 Lenovo Australia
 インタビュー
 佐藤純子氏（オーストラリア教育ネットワーク）
 ニシムラ・パーク葉子氏（州教育省）
- 2011.9 26日 京都大学訪問（PCC会場下見及び打ち合わせ）
- 2011.10 8日 PCC北海道2011第3回実行委員会
 15日 小中高部会世話人会
 16日 CIEC第92回研究会（京都女子中学校・高等学校）
 テーマ「社会へつなげる学び～問い合わせ直そうキャリア教育～」
 22日 CIEC外国語教育研究部会第5回学習会（杉並会館）
 テーマ「タブレットPC時代の外国語教育」
 23日 第53回会誌編集委員会
 30日 三役会議
- 2011.11 1日 CIEC春季研究会2012論文募集開始

5日～6日 PCカンファレンス北海道2011（札幌国際大学）
テーマ「新しい教育のデザイン～北海道での実践例から～」
主催：PCカンファレンス北海道2011実行委員会
共催：CIEC（コンピュータ利用教育学会）
全国大学生活協同組合連合会北海道ブロック
後援：北海道教育委員会、札幌市教育委員会、札幌国際大学

20日 2011年度第1回運営委員会
27日 CIEC第93回研究会（共催：教育システム情報学会関西支部）
テーマ：「教育現場における動画・映像の利用」

2011.12 1日 コンピュータ&エデュケーションVol.31発行
CIEC春季研究会2012論文募集締切
4日 CIEC春季研究会2012論文研究委員会編集会議
11日 2012PCカンファレンス第1回実行委員会
18日 CIEC第94回研究会（名古屋大学）
テーマ「e-Learningにおける数式自動採点の可能性」

2012.1 8日 小中高部会世話人会

2012.2 14日 生協職員部会世話人会
19日 三役会議
2012PCC第1回プログラム委員会（京都大学）

2012.3 3日 生協職員部会世話人会
4日 三役会議
PCC第2回プログラム委員会（京都大学）
18日 2011年度第2回運営委員会
23日 生協職員部会世話人会
25日 第54回会誌編集委員会
26日 CIEC春季研究会2012（杉並会館）
一般論文、実践論文、研究報告 計12本発表
30日 北海道支部第5回研究会（北海道クリスチャンセンター）
テーマ「学校はゲームから何を学べるか」

CIEC 会則

第1章 総則

- 第1条 本会の名称は、CIEC(シーク)とする。CIECは"Community for Innovation of Education and learning through Computers and communication networks"の略称であり、日本語訳は「コンピュータ利用教育学会」とする。
- 第2条 本会は、教育と学びにおけるコンピュータおよびネットワークの利用のあり方等を研究し、その成果を普及することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一 年度ごとの総会、PCカンファレンス、その他の会合を開催すること。
二 会誌その他の出版物を編集刊行すること。
三 情報ネットワークを活用した交流の場を開設し、その運営にあたること。
四 コンピュータ利用教育に関心をもつ人々の交流をすすめること。
五 すぐれた教育用ソフトウェアの調査・普及あるいは開発及びそれに付随する事業を行うこと。
六 国内外の関連団体との交流・提携をすすめること。
七 その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業。
- 第4条 本会は、事務所を東京都杉並区和田3丁目30番22号に置く。

第2章 個人会員、団体会員

- 第5条 本会の会員は、個人会員、団体会員とする。
- 第6条 個人会員は、本会の目的に賛同して入会を申込んだ個人で、理事会の承認を受けた者とする。
2 個人会員は、本会の事業に参加し、会誌の配布を受け、かつ、本会の運営に参画する。
3 個人会員は、会費年額6,000円を前納しなければならない。ただし、院生・学生は、会費年額3,000円とする。
- 第7条 団体会員は、本会の目的に賛同し協力するため入会を申込んだ団体で、理事会の承認を受けた者とする。
2 団体会員は、本会の事業に参加し、会誌の配布を受け、かつ、本会の運営に参加することができる。
3 団体会員は、会費年額一口30,000円以上を前納するものとする。
- 第8条 退会しようとする会員は、事務局に対して文書によって意思表示し、理事会の確認を経て、年度末に退会することができる。
2 会員が長期にわたり会費を滞納したときは、理事会の決議によって退会させることができる。
3 会員が本会の名誉・信用を著しく損ねたときは、理事会の決議によって除名することができる。
4 会費の長期滞納による退会および除名の手続きについては、理事会において別に定める。
- 第9条 本会に対し多大な貢献をされた会員について、理事会において名誉会員として選任することができる。
2 名誉会員は、本会の事業に参加することができる。また、会誌の配布を受ける。
3 名誉会員は、会費を免除される。
- 第10条 コンピュータ利用教育の発展・普及に大きく寄与、あるいは本会の活動において大きな貢献をした個人会員または団体会員に対し表彰をすることができる。表彰規程は別に定める。

第3章 会長、副会長、理事及び監事

- 第11条 本会には次の役員を置く。
一 会長 1名
二 副会長 4名以内
三 理事 個人会員の理事10名以上15名以内、
団体会員の理事選出会員5団体以内、
団体会員の理事5名以内
四 監事 3名
- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
2 前項において、会長の職務の代行は、会長によって指名された副会長が行う。
- 第14条 理事は、会長の総括のもとに会務を行う。
- 第15条 監事は、本会の会計を監査する。
- 第16条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。
2 会長、副会長及び監事は個人会員の中から、理事は個人会員、団体会員の中から選出する。
- 第17条 会長、副会長、理事および監事の任期は、いずれも2年とし連続しての再任は3期6年を上限とする。
2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員の任期の終了期限は、役員改選の総会の終了時とする。

第4章 総会

- 第18条 本会には、議決機関として総会を置く。
2 総会は、会長が招集する。
- 第19条 総会は、本会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。
- 第20条 総会は、第6条に定める個人会員及び第7条に定める団体会員の代表者(1団体会員1名)をもって組織する。
- 第21条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
2 定期総会は、年1回開催する。

- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は構成員 50 名以上から議事を示して請求のあった場合開催する。
 4 前項の構成員からの請求による臨時総会については、会長は請求のあった日の翌日から起算して 30 日以内に開催しなければならない。
- 第 22 条 次の事項は、定例総会において承認を受け、又は審議決定されなければならない。
- 一 会務報告及び事業計画
 - 二 前年度収支決算及び当該年度収支予算
 - 三 役員の改選
 - 四 その他総会又は理事会が必要と認めた事項
- 第 23 条 総会の議事の内容は、あらかじめ会員に通知されなければならない。
- 第 24 条 総会は、構成員の 10 分の 1 以上の出席により成立する。
- 2 前項の、総会への出席とは、本人出席、書面出席、委任出席とする。
- 第 25 条 総会における議事の決定は、出席者の過半数の同意を要する。
- 第 26 条 特別の事情ある場合、理事会の議に基づき会長は、臨時総会の開催に代えて「通信の方法による総会」を実施することができる。

第 5 章 理事会

- 第 27 条 本会には、執行機関として理事会を置く。
- 2 理事会は、会長が招集する。
- 第 28 条 理事会は第 3 条に定める事業並びに収支予算について責任を負い、執行の任に当る。
- 2 理事会は、会長・副会長及び理事をもって組織する。
 - 3 理事会は、必要ある場合、構成員以外の者の出席を認めることができる。
 - 4 理事会は、必要ある場合、特別委員を委嘱することができる。

第 6 章 運営委員・運営委員会

- 第 29 条 運営委員は、理事として特に会務を整理する。
- 2 運営委員は、理事の中から理事会において選出する。
- 3 運営委員の定数は、5 名以上 15 名以内とする。
- 第 30 条 運営委員会は、理事会の決定にしたがい、常時執行の任に当る。
- 2 運営委員会は、会長・副会長及び運営委員をもって組織する。
- 3 会長が必要と認めた者及び理事は、運営委員会に出席することができる。

第 7 章 専門委員会

- 第 31 条 本会には、第 3 条に定める事業を遂行するため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関する規則は、理事会において別に定める。

第 8 章 支部および部会

- 第 32 条 本会には、支部および部会を置くことができる。
- 2 支部および部会の運営・事業等については、別に定める。

第 9 章 事務局

- 第 33 条 本会には、事務局を設ける。
- 2 事務局は、全国大学生活協同組合連合会内に置く。
- 3 事務局に、事務局総括を置く。
- 4 事務局長は、副会長の 1 名が兼務する。

第 10 章 会計

- 第 34 条 本会の経費は、会費、協賛金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。
- 第 35 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 11 章 雜則

- 第 36 条 本会の事業及び運営に関する細則は、別に定める。
- 第 37 条 本会の会則の改正は、総会における出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

附則

- 1 この会則は 1996 年 7 月 6 日 CIEC 設立総会において制定し、制定の時から施行する。
- 2 この会則は 1997 年 8 月 5 日、一部改定を実施した。
- 3 この会則は 2001 年 8 月 7 日、一部改定を実施した。
- 4 この会則は 2003 年 8 月 7 日、一部改定を実施した。
- 5 この会則は 2004 年 8 月 4 日、一部改定を実施した。
- 6 この会則は 2005 年 8 月 6 日、一部改定を実施した。
- 7 この会則は 2007 年 8 月 3 日、一部改定を実施した。
- 8 この会則は 2010 年 8 月 8 日、一部改定を実施した。
- 9 この会則は 2011 年 8 月 7 日、一部改定を実施した。

◆ C I E C 総会運営規約◆

(総則)

- 第1条 この規約は、C I E C会則の第18条から第26条までの規定にもとづき、総会の運営について定めるものである。
2. C I E C会則およびこの規約に定める以外の総会の運営に関する事項で必要な事項はそのつど総会で定める。
 3. C I E C会則、この規約および総会で定めた事項のほか、総会の運営に関する事項については、議長が決する。

(会員の資格承認)

- 第2条 会員の資格確認は、C I E C会則第5条から第9条までの規定にもとづき、事務局が準備した会員名簿によつて行う。
2. 書面議決書については前項を準用する。
 3. 出席した会員に対する委任状についても第1項を準用する。

(資格審査委員)

- 第3条 会長は前条を円滑に行なうため、理事で構成する資格審査委員をおくことができる。

(開会及び議長・副議長の選任)

- 第4条 会長または会長の指名した理事は、C I E C会則第24条の成立要件をみたしたとき、その数を会場に報告するとともに、総会成立の旨を述べ開会を宣し、議長及び副議長の選任をはかる。

(議長および副議長)

- 第5条 議長は第1条にもとづき総会の秩序を保持し円滑に運営する。
2. 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときまたは議長の指示あるときこれに代る。

(議案の説明)

- 第6条 議長の指示にもとづき議案は理事が説明する。ただし必要あるとき議長は理事以外のものに説明させることができる。
2. 監査結果については監事が説明する。
 3. 役員選挙については役員選挙規約にもとづき選挙管理委員が説明する。

(一事不再理)

- 第7条 否決または撤回された動議および修正案は同一総会で再び提出することができない。

(採決・採択の方法)

- 第8条 採決・採択は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとしその都度議長が定める。
2. 書面議決書がある場合は、議案ごとにその賛否に加えて採決・採択しなければならない。(採決・採択報告)
- 第9条 議長は採決・採択の結果を報告する。

(議事妨害に関する措置)

- 第10条 総会開催中は、私語や無断発言その他議事を妨害する行為および総会の秩序を乱す行為をすることができない。
2. 議長は総会の秩序を乱すものに対しては総会にはかり退場させることができる。

(規約の変更)

- 第11条 この規約の変更は総会において出席した会員の議決権の過半数による議決を必要とする。

(施行期日)

- 第12条 この規約は1997年8月5日より施行する。
2. この規約は2001年8月7日、一部改正を実施した。
 3. この規約は2003年8月7日、一部改正を実施した。

◆ C I E C 役員選挙規約◆

(総則)

第1条 この会の総会における役員(会長・副会長・理事・監事)の選挙はCIEC会則第11条から第17条にもとづき、この規約の定めるところによってこれを行う。

(選挙事務の管理)

第2条 この規約において、選挙に関する事務は、別段の定めがある場合を除き、役員選挙管理委員会が管理する。

(役員選挙管理委員会)

第3条 役員選挙管理委員会は、会員のなかから理事会の指名にもとづいて会長が任命した役員選挙管理委員によって構成する。

2. 役員選挙管理委員は、役員候補者となることができない。

(役員選挙管理委員会の任務)

第4条 役員選挙管理委員会は、選挙の期日、場所および選挙方法その他選挙に関し必要と認める事項を周知させなければならない。

(選挙公示)

第5条 選挙公示は少なくとも選挙期日の10日前迄に行わなければならない。

(候補者)

第6条 候補者となろうと立候補するものは、会員5名の推薦を得て、選挙公示で示された受付期日迄に所定の書式に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会に提出しなければならない。

2. 運営委員会は、本人の同意を得て、選挙公示で示された受付期日迄に所定の書式に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会に候補者を推薦することができる。
3. 候補者は、総会において選挙が行われるまでの間、いつでも候補を取り下げることができる。

(団体会員の理事)

第7条 団体会員の理事については、理事会により推薦された団体会員を総会において承認することとし、第6条を適用しない。

2. 団体会員の理事については、総会において承認された団体により指名し、理事会において確認する。また、任期途中において、団体会員の都合により理事を変更する場合は、理事会において確認し変更することが出来るものとする。

(重複登録の禁止)

第8条 一つの選挙において、会長、副会長、理事候補者及び監事候補者として重複して立候補することはできない。

(選挙)

第9条 総会は登録された候補者の中から、選挙する。

2. 選挙は投票によるものとし、無記名連記制により行う。
3. 書面による投票を行う場合は所定の用紙により行い、選挙管理委員会に提出しなければならない。
4. 当選は有効得票数の順による。但し、得票が同数の者についてはその者のみを対象に再投票を行い、有効得票数の多い者を当選人とする。
5. 登録された役員候補者が定数をこえない場合には信任投票とし、有効得票数が投票総数の過半数の者を当選人とする。

(当選人の報告)

第10条 当選人が定まったときは、選挙管理委員は直ちに総会に対して当選人の氏名を報告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

2. 前項の通知を発した日から1週間以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は役員に就任したものとみなす。
3. 当選人が、辞退又は不適格事由の発生等により役員に就任しなかった場合には、選挙管理委員会は次点者をもつて当選人とすることができます。

(補充選挙)

第11条 役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

2. 会則第3章第11条に定める役員の定数に欠員が生じたときは、一番間近に開催される総会において、補充選挙を行わなければならない。

(改廃)

第12条 この規約は、総会の出席会員の過半数によって、その改廃を行う。

(施行期日)

第13条 この規約は、1998年7月28日より施行する。

2. この規約は、2001年8月7日一部改定し、施行する。
3. この規約は、2003年8月7日一部改定し、施行する。
4. この規約は、2005年8月6日一部改定し、施行する。
5. この規約は、2006年8月4日一部改定し、施行する。
6. この規約は、2011年8月7日一部改定し、施行する。